

貴  
志  
元

# 沼津市教育基本構想

(案)

NUMAZU  
EDUCATION  
CONCEPT



ここには冒頭の文章が入ります。

ここには冒頭の文章が入ります。

ここには冒頭の文章が入ります。

ここには冒頭の文章が入ります。

## 目次 -INDEX-

構想の策定にあたって	07
1 策定の趣旨と位置付け	07
2 構成	09
3 期間	09
4 今期の構想の特徴	09
<b>第Ⅰ部 課題と目的</b>	10
1 取り組むべき課題	12
2 目的	15
3 令和8年度から令和12年度の重点的取組について	16
<b>第Ⅱ部 施策の方向</b>	22
第1章 人間力を磨く教育	24
第1節 確かな知性の育成	24
1 知を高める学びの充実	24
2 グローバルな視点を持つ人の育成	26
3 知を支える教育環境の充実	27
第2節 豊かな心の育成	30
1 社会と関わる力の育成	30
2 社会を生き抜く力の育成	32
3 自他を尊重する心の育成	34
4 感性豊かな心の育成	35
第3節 健やかな体の育成	38
1 体力の向上	38
2 健康の保持増進	39
第2章 地域総がかりで取り組む教育	40
第1節 地域が学びを育て、学びが地域を育てるまちの推進	40
1 郷土を愛する心の育成	40
2 地域における教育の推進	41
第2節 生涯を通じた学びの推進	43
1 学び続ける人への支援	43
2 学びの連続性の確保	45
3 誰一人取り残さない支援体制の構築	45
第3節 人づくりとまちづくりの一体的な推進	48
1 自分らしいライフスタイルを実現できるまちづくりとの連携	48
2 地域の宝を活かすまちづくりとの連携	48
3 安全・安心のまちづくりとの連携	49
4 環境と共生する持続可能なまちづくりとの連携	49
<b>第Ⅲ部 構想の実現に向けて</b>	50
各項目の分野別（幼児・家庭教育、学校教育、社会教育）掲載箇所一覧	54
沼津市教育基本構想策定懇話会委員名簿及び委員からのメッセージ	54

# 構想の策定にあたって

## 1 策定の趣旨と位置付け

国による平成 18 年の「教育基本法」改正により、地方公共団体は、その地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと定められました。これを受け、本市教育委員会では、これから の沼津の教育の方向性を明確に示し、教育施策を総合的に進めていくための指針とするために、平成 21 年に「沼津市教育基本構想」を策定したのち、平成 27 年には当時の社会情勢に鑑み、これを改訂しました。

そして、教育を取り巻く状況の変化が著しいことから、平成 30 年に国は「第 3 期教育振興基本計画」を、平成 31 年に静岡県は「第 3 期静岡県教育振興基本計画」をそれぞれ策定しました。このような動向に加えて、本市においても「第 5 次沼津市総合計画」及び「沼津市教育大綱」を策定したことを受け、令和 3 年 4 月を始期とする「沼津市教育基本構想」を策定し、これまでその時々における教育課題と向き合い、教育環境の充実に取り組んできました。

社会を取り巻く環境は、感染症の流行や国際情勢における軍事行動、異常気象による大規模災害の多発などにより、社会情勢が激しく変化する先の見えない不確実な時代であると言われています。このような時代において、子供から大人までの誰もが、心豊かで充実した生活を送るためには、「あらゆる機会に、あらゆる場所において学習し、成果を生かす」という生涯学習の基本姿勢が求められています。

また、時代の変化に対応するため、令和 5 年 6 月に国が策定した「第 4 期教育振興基本計画」では「持続可能な社会の創り手の育成」と「ウェルビーイング※ 1 の向上」をコンセプトに掲げ、目まぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手になることと社会全体のウェルビーイングの向上を目指すこととしています。

そして、学習指導要領の改訂や裁量的な時間の確保について、中央教育審議会において検討が進められ、教育現場の在り方が変わろうとしています。

---

※ 1) 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。



本市は、これまで市内全小中学校における小中一貫教育や言語教育推進事業、市立沼津高等学校における中高一貫教育、各学校における創意工夫を生かした取組を支援するなど、特色ある教育施策に取り組んできました。

こうした取組の積み重ねと地域資源の豊かさを土台に、本構想では多様な学びと地域連携を推進し、一人一人が持続可能な社会の担い手となる資質を育成するとともに、すべての人のウェルビーイングを高める教育の実現を目指します。

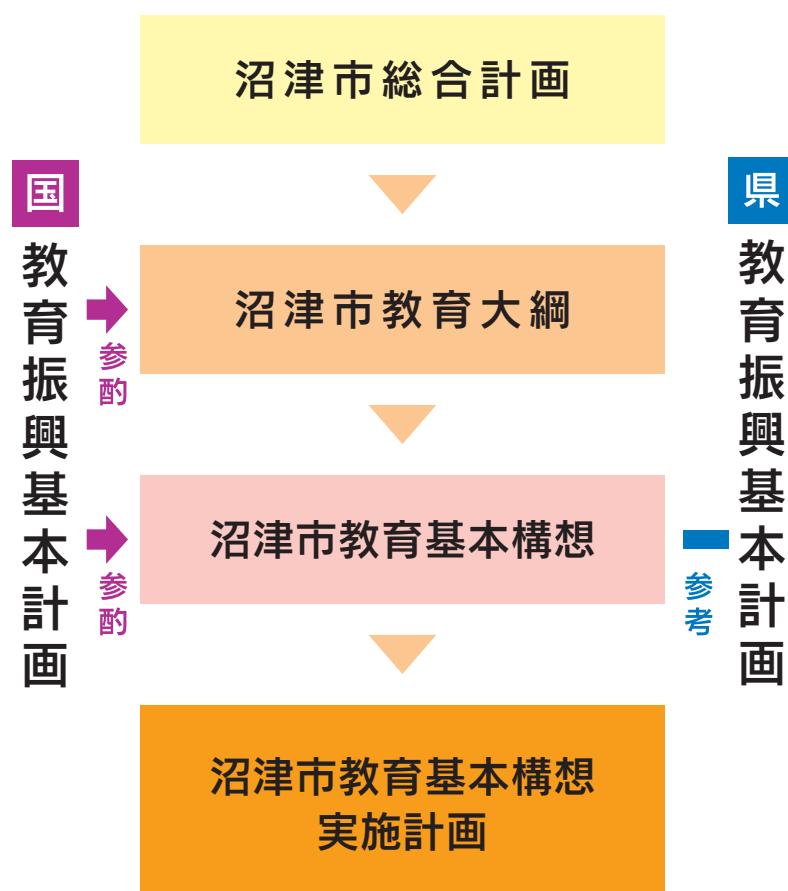
また、本市は、文化芸術・スポーツ等、多くの分野で誇るべき地域の宝がたくさんあります。この代表として国指定史跡となった東日本で最古級かつ初期古墳としては最大級の高尾山古墳や、市民だけでなく様々な競技においてプロの大会にも利用される総合体育館があります。さらに、狩野

川や駿河湾、沼津アルプスなど自然環境が充実し地域資源が豊富であり、様々な体験学習を行うことにおいても恵まれた環境にあります。

特色ある取組や環境ポテンシャルなどの利点を引き続き活かしながら、これからの時代の変化を見据え、新たな「沼津市教育基本構想」を策定しました。

なお、策定に当たっては、国の「第4期教育振興基本計画」を参酌しながら、県の「静岡県教育振興基本計画」を参考にするとともに本市における最上位計画である「第5次沼津市総合計画」や「沼津市教育大綱」を踏まえることが求められています。また、「沼津市教育基本構想」の具現化のために策定する「沼津市教育基本構想実施計画」に基づいて事業を実施していきます。

## <体系図>



## 2 構成

「沼津市教育基本構想」は、3部構成としています。

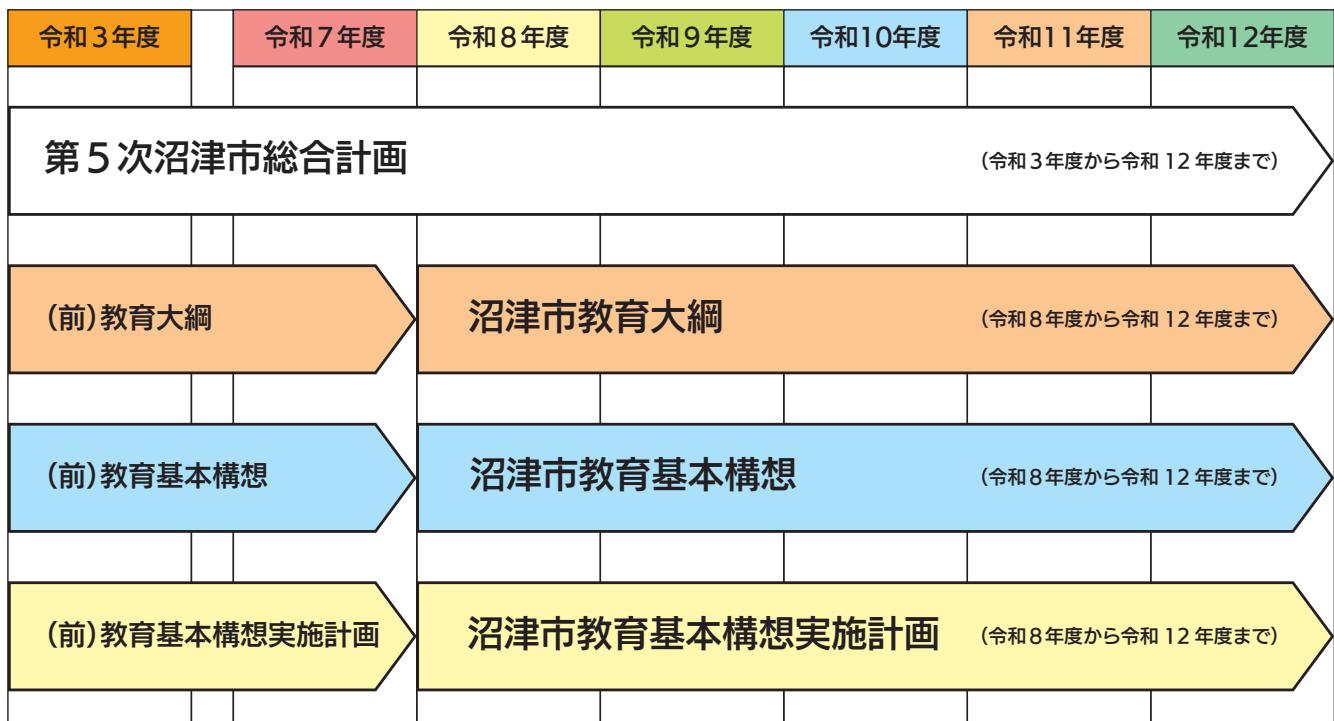
第Ⅰ部では、社会情勢の変化と教育を取り巻く現状及び課題を明確にするとともに、心豊かで充実した生涯学習社会を実現するための目標として、本市の教育の目指すべき方向について述べていきます。

第Ⅱ部では、教育基本構想の目的を達成するために、「第1章 人間力を磨く教育」、「第2章 地域総がかりで取り組む教育」において、柱となる施策の方向について述べていきます。

第Ⅲ部では、教育基本構想の実現に向けた本市教育委員会の体制や方策について、述べていきます。

## 3 期間

「沼津市教育基本構想」は、「沼津市教育大綱」と同様、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。



## 4 今期の構想の特徴

- (1) 市の最上位計画である第5次沼津市総合計画が令和3年度から令和12年度末までの計画となっており、本構想はその期間内となることから、前回の構想の目的や基本方針などの骨子は継承するものとします。しかしながら、国の施策や教育環境の変化等を踏まえ、内容の見直しや追加を行いました。
- (2) 構想の効果的な推進を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間における重点的取組を設定しました。
- (3) 第Ⅲ部として、教育基本構想を着実に進めていくため、構想の実現に向けた体制と方策に係る内容を追加しました。



# 第一部 課題と目的

Challenges and Objectives



# 第Ⅰ部 課題と目的

## 1 取り組むべき課題

### (1) 社会情勢の変化

我が国では少子化と人生100年時代の到来により、少子高齢社会が顕著化しています。また、様々な格差問題から自然災害、不安定な国際情勢、環境問題などの地球規模の課題に、引き続き直面しています。

そのような中、生成AIやロボット技術の進化等による変化を契機に、デジタル技術をはじめとする先端技術の導入が急速に進み、様々な分野での活用が広がっています。この技術革新により仕事の効率性や生産性が向上し、新しい働き方やライフスタイルが広がる中、個人の価値観も多様性を受け入れる方向へと変化しています。こうした状況の中、人間中心の社会（Society 5.0※2）を目指し、経済発展と社会課題解決の両立を図る取組が加速しています。激動する社会を乗り越えるためには、生涯を通じて必要な知識や技能を習得するとともに、変化に対応できる柔軟性や創造力を培うことが不可欠です。未来を切り開くため、夢や志の実現を目指し、常に自身の可能性に挑戦し続ける姿勢が求められます。

また、社会や経済での情報化、グローバル化が進む現在、自分とは異なる背景を持つ人々と共生するための力がこれまで以上に重要となります。異なる文化や歴史を尊重する姿勢を育むとともに、自らの国や地域の伝統、文化についての理解を深めることができます。

そのため、他者との理解・協調や地域における人と人とのつながりを深め、主体的に社会に参画することが重要となります。

そして、社会全体で持続可能な開発目標（SDGs※3）の17の目標を指針とし、現世代のみならず、将来世代まで持続可能な発展が可能な社会の

構築に取り組むことが求められています。さらには、個人が幸せや豊かさを感じられるようになることはもとより、地域や社会全体が幸せや豊かさを感じられるよう、ウェルビーイングの向上を図っていくことが重要です。

### (2) 教育を取り巻く課題

#### ア 子供と若者をめぐる課題

変化の激しい予測困難な社会を生きる子供や若者にとって、変化に積極的に向き合い、多くの人の協力のもと、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点から、「持続可能な社会の創り手」という平成29年に改訂された学習指導要領の前文に定められた目指すべき姿を実現することが求められています。令和5年6月に策定された国の第4期教育振興基本計画においては、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」をコンセプトに掲げ、未来に向けて自らが創り手となる人材育成の重要性が改めて示されています。この人材育成のためには、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考」、「表現力」、「チームワーク」などの資質・能力を備えることが求められており、バランス良く育むことが重要です。

また、学習の動機や興味・関心の根本は、幼児期の体験にあります。しかし、都市化が進み、自然に触れる場が少なくなってきたことや、社会構造の変化による時間の制約など、子供たちが豊かな体験をする機会が減少しています。知的好奇心の源泉でもあるこのような体験が不足し、学習意欲や学習習慣に課題がみられる現代の子供たちに対して、学校、家庭、地域が相互に連携し、体験を通じて、学習意欲や知識・技

※2) 内閣府が提唱する未来社会のコンセプト「サイバー（仮想）空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」。

※3) Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月に国連・持続可能な開発サミットで採択された国際目標で、2030年までに持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の国際目標（=課題分野）と169のターゲット（=課題解決のためのシナリオ）が示された。

能を活用する力、コミュニケーション能力の向上を図っていく学習の充実が求められています。本市における児童生徒数は減少が続いていることから、よりよい教育環境を整備し、教育の質の更なる充実を図りつつ、子供たちが等しく教育を受けることができる環境を構築する必要があります。

そのため、学校は教育の場であるとともに、地域交流の拠点であることを踏まえ、公共施設マネジメント計画との整合を図りつつ、学校規模・学校配置の適正化の更なる取組を進めることができます。



## イ 家庭と地域をめぐる課題

かつて地域社会は、地縁的なつながりの中で、日々の子育てに対する助言や協力により家庭における子供の自然体験を補完するとともに、子供に居場所を提供してきました。地域住民の日々は、地域の子供たちに優しく、時に厳しく注がれ、大人同士もまた、地域の伝統や文化を学び継いできました。

ところが、家族形態やライフスタイルの多様化など社会の変容を背景に、地域活動への参加率の低下など家庭と地域との関わりが弱まる中、子供たちも地域とはだいに疎遠になってきており、日常の生活における感性、情操の育成等、本来家庭教育が担う役割が十分果たされなくなっています。また、学校行事における参加率にも地域格差が生じ、家庭と学校との関わりが弱まっているケースが見られます。特に、幼児期における生活体験の不足等から、基本的

な生活態度等が十分に身に付いていないという課題が生じています。

そのため、家庭教育に対する保護者の不安や悩みの軽減と深刻化防止のために積極的に保護者への支援を行う必要があります。併せて、家庭教育が子供の成長において大きな役割を果たすことから、家庭においてその責任を主体的に捉えるよう意識を深めることが重要です。さらに、家庭や地域と連携・協働しつつ、子供たちが自然に触れたり、文化芸術に親しんだりすることで心を豊かにする体験活動の機会を確保していく等、地域総がかりで支援していく必要があります。

現代はICT機器などの普及により、子供たちが様々な情報に触れることが容易になる一方で、情報の意味や文章の構造・内容を読み解く能力が不足していることや深く考えないことによる弊害が生じています。性や薬物等に関する情報に触ることも容易となるため、子供がSNS※4を利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりしてしまうなど、子供の安全が脅かされる事態が生じています。

地域の人々とのつながりの希薄化や人手不足などが地域コミュニティの弱体化を引き起こし、高齢者や子育て中の家庭が孤立しやすい状況に陥り、その結果、トラブルの被害を受けやすい状態が生じています。

教育基本法には、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」と規定されています。また、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努める」としています。

家庭における教育や幼児期の教育、地域社会における教育力の向上は、大きな課題となっており、家庭、地域、教育機関が連携し、地域総

※4) Social Networking Service（ソーシャルネットワークサービス）の略。インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。

# 第一部 課題と目的

がかりで課題解決に向けて積極的に取り組むことが重要です。

## ウ 社会教育を巡る課題

社会教育とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動を指します。少子高齢化や人口減少、地域経済の縮小など社会情勢の変化の激しい現代においては、社会教育を通じて一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められています。多様な価値観を持つ一人一人が互いの人格を尊重し、支え合いながら幸せに生きるとともに、生涯にわたりライフスタイルにあった学習をすることにより、社会で自らの役割と責任を果たし、生き生きと活躍できるようにしていくことが重要です。

また、人間関係が希薄化する中で、市民が様々な課題に向き合い解決するためには、自らの地域の歴史や成り立ちについて学ぶことで、地域に対する愛着や誇りを持ち、帰属意識を育むことが重要です。加えて、主体的に学ぶことは多くの情報が溢れる現代社会において重要な探究的な学びにつながります。

さらに、人生100年時代においては、健康は欠かすことのできない財産です。近年、健康意識の高まりから、成人や高齢者の間でスポーツに親しむ人が増える一方で、テレビやスマートフォン、ゲームに夢中になり、スポーツに興味を持たない幼児・青少年層、仕事や家事が生活の大部分を占めスポーツをする余裕を持てない成年層、体力の低下によってスポーツから遠ざかり家から外に出ない高齢者層などの間で、スポーツ離れが課題となっています。

スポーツを含め、生涯の様々なステージで必要となる能力を身に付け、発揮することが一層重要となることから、生涯学習の充実を図ることが必要です。幼児期から一貫した生涯学習の

理念として、一人一人が必要な知識・技能を身に付け、他者と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、自らの可能性を最大限に伸長することのできる教育を実現する必要があります。

富士山と駿河湾を望み、市街地には香貫山、狩野川、千本松原を有するなど、豊かな自然に恵まれた本市には、地域の恵みが育んできた特有の文化風土があります。誰もが人生を豊かに過ごすことができ、元気で明るい地域社会をつくるためには、これまで培われてきた文化風土を生かし、次世代に継承するとともに、新たな文化の創造に向けて、文化芸術活動の支援や環境づくりをすることも重要です。

## (3) 生命や生活を脅かす危機事象

近年、地球温暖化の影響で、40℃を超える酷暑による熱中症などの健康被害や、ゲリラ豪雨などの異常気象による河川の氾濫、土砂災害を原因とする事故などが頻発しています。また、子供や不特定多数を狙った犯罪、ウイルスの変異による感染症、集団食中毒など、市民の生命や生活を脅かす危機事象が相次いでおり、その対応が求められています。

特に、学校においては、異常気象や凶悪犯罪、ウイルス感染症などにより、平常どおりの活動が困難な状況では、あらゆるつながりの希薄化が懸念されます。学校と児童生徒とのつながりが途絶えると、学びが止まり、児童生徒や保護者、学校においても、先行きの見えない不安を抱えることになります。生命や生活を脅かす危機事象の発生に備え、安全・安心を確保しつつ学びを止めないという、困難な状況を想定した体制を整備する必要があります。

2 目的

## 誇り高い沼津を創造する

たか

## 貴き志を持つ人づくり

貴  
志  
づ  
く  
り

### 「貴き志を持つ人」とは

- ・夢を実現するべく、変化する社会の中で意思を持って学び続ける人
- ・他者を尊重し、地域や社会に貢献する人
- ・シビックプライド<sub>\*</sub>を持ち、主体的に社会の形成に参画する人

※市民・都市の誇り。それを基に都市の課題解決や活性化に取り組む行動の姿勢も含む。

これまで一人一人の夢の実現にとどまらず、あらゆる場所で挑戦し続け、「沼津を愛し、誇りを持ち、自分自身が関わって社会を変えていく」というシビックプライドを持った、「貴き志を持つ人」の育成を進めてきました。

これからも、「貴き志を持つ人」の育成を目的に、これまでの先人たちの功績への感謝を忘れず、本市の環境ポテンシャルを全面に活用し、次の100年を支える本市の創り手の育成に努め、市民一人一人が幸福を感じ、沼津市全体が幸せや豊かさを感じられる持続可能なまちづくりを推進します。



# 第一部 課題と目的

## 3 令和8年度から令和12年度の重点的取組について

今期の教育基本構想の対象期間である令和8年度から令和12年度の5年間において、本市を取り巻く教育環境を見据えた課題への対応について、特に重点的に取り組むべき施策として4つのテーマを設定し、「誇り高い沼津を創造する 貢き志を持つ人づくり」を進めるとともに、子供たちをはじめとする地域全体のウェルビーイングの向上を図ります。

### (1) 探究的な学びの充実

急速に変化する社会において、従来の知識詰め込み型の学習だけでは対応できない課題が増えています。探究的な学びは、児童生徒が主体的に学び、課題を発見・解決する力を身に付けることで、自身の目標や夢を実現することができます。また、様々な情報が溢れる現代において、情報を収集・分析し、結論を導き出すプロセスを経験することで、物事を深く追究する思考力、自分で適切に判断する力、そして考え方を的確に伝える表現力を育むことができます。

#### ①裁量的な時間を活用した総合学習

裁量的な時間を活用した総合学習において、探究的な学びを進めていきます。子供が自由に好きなことを探究する時間を担保し、学校だけに留まらず地域住民や民間団体・企業との協働により多くの大人と関わり合いながら質の高い探究的な学びの実現を目指します。課題解決能力を育みながら、子供たちと地域のつながりを築きます。

#### ② ICT ※5 利活用教育の推進

ICT 機器を利用し、様々な情報の中から必要な情報を取得したり、撮影することで、授業における課題を見つけたりすることができます。ICT 機器の利用や生成 AI の活用は、情報の収集や分析に大いに役立つ一方、使い方を誤ることでトラブルに発展することから児童生徒が安心して ICT 機器を活用するために必要な情報リテラシー教育に取り組みます。

ICT 機器をより効果的に活用するため、教職員の ICT 活用スキルの向上を図り、児童生徒のより深い学びを促進します。



#### ③環境教育の推進

環境教育においては、SDGs や防災など現代の課題と結びつけることで自分事として学ぶよう取り組んでいます。「環境保全は自分自身に関係する問題である」と認識することで、自分の命に関わることとして環境問題に向き合い、深い思考と実践を通じて課題を探究することができます。さらには、学校だけでなく家庭や地域と連携する活動に取り組み、民間団体・企業との連携による教育を推進します。自らが暮らす地域の環境を知り、防災などに活かせる環境教育に努めます。

※5) Information and communication technology（情報通信技術）の略。

## ④文化芸術の振興

市民の自主的な芸術・文化の振興を図る場として、半世紀以上に渡り、沼津市芸術祭を開催しています。

一方で、誰もが人生を豊かに過ごすことができ、元気で明るい地域社会をつくるためには、これまで培われてきた文化風土を生かし、次世代に継承するとともに、新たな文化の創造に向けて、芸術・文化活動の支援や環境づくりが大切です。

今後、沼津市芸術祭をはじめとして、様々な芸術・文化の活動の場として、市民文化センターを拠点に、性別、年齢、障がいの有無に関係なく誰もが文化芸術に触れ、交流し、世代を超えて一緒に活動できる環境づくり及び芸術・文化活動の支援を推進し、誰もが文化芸術に親しみ、身近にある文化芸術に気づき、生涯を通じて潤いに満ちた日常を実現できるよう努めます。

### 主要事業

- ・ICT活用教育推進事業
- ・図書館資料整備事業
- ・歴史民俗資料館管理運営事業
- ・明治史料館管理運営事業
- ・戸田造船郷土資料博物館管理運営事業
- ・郷土の歴史と偉人学習事業
- ・芸術文化振興事業
- ・市民文化センター管理運営事業 など

## (2) すべての子供が輝ける学びの推進

特別な支援を必要とする子供、不登校の子供、多様な家庭環境で育つ子供など、すべての子供がその状況やニーズに応じて平等に教育を受けられる仕組みづくりが重要です。一人一人の個性や発達段階、置かれている状況を尊重し、それに応じた最適な学びの場や方法を提供することで、子供の可能性を最大限に引き出し、自分らしく幸せに生きるための力を育みます。

### ①不登校対策

専門家や指導主事を学校に派遣し、ストレスマネジメント、アンガーマネジメント、SOSの出し方等、不登校の未然防止に向けて専門家を活用した教育出前講座を行うことで不登校の未然防止に取り組みます。

様々な理由で教室に行くことが難しい子供に対しては、学校だけでなく、青少年教育センターとの教育相談や関係各課及び外部機関と連携する中で、児童生徒の社会的自立に向けて、必要な支援を行います。また、全校において、配布物の隨時提供やオンライン授業などどこでも学ぶことができる体制の充実に努めるとともに、子供たちのための居場所づくりを推進します。

### ②個々の学習ニーズへの対応

特別支援教育や日本語に不慣れな外国人、性の多様性への配慮、ヤングケアラー、経済的困窮など教育について、多様なニーズがあります。個々のケースに合わせて関係各課や外部機関との連携や協力を図りながら的確かつ丁寧に対応し、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の実現に努めます。

### ③幼保小の連携

幼稚園・保育所・認定こども園等から小学校への接続期は、環境が大きく変化することから、学校生活になかなか適応できず、様々な問題を抱えてしまう小学1年生が増えています。この

# 第一部 課題と目的

小1プロブレムにより、児童が取り残されることがないよう幼保小それぞれの施設の合同研修会や情報交換による相互理解を図り、より一層の幼保小の連携を推進します。

また、教育現場においては、小学校への接続のための手引きを作成及び活用するとともに、円滑に情報共有を図るための方策に係る検討を進めます。

## ④部活動の地域展開

少子化及び学校の小規模化により部活動の休部・廃部が相次ぐなど、部活動により子供たちの「やりたい」を叶えることが難しくなっています。そのため、子供たちが希望するスポーツや文化芸術活動ができる地域クラブ活動「ヌマカツ」の整備に取り組んでいます。「ヌマカツ」の推進により、子供が希望する活動や体験、学びの機会を維持・充実させた新たな環境を地域総がかりで実現することを目指します。

### 主要事業

- ・学校教育・家庭教育「地域総がかり」推進事業
- ・教育相談推進事業
- ・特別支援教育推進事業
- ・居場所づくりコーディネート事業
- ・多様な保育サービス事業
- ・中学校部活動地域改革推進事業 など



## (3) 生涯を通じた学びの充実

人生100年時代の現代において、社会情勢は目まぐるしく変化していることから、必要なスキルや知識も日々変化しています。このような状況下において、市民一人一人がそれぞれの幸福のために生きがいを持って豊かな人生を送るためには、生涯にわたって学び続けることが必要です。

このため、あらゆる年代の市民が学習することができる機会や場所を創出する生涯学習社会の構築を推進します。

### ①読書環境の充実

市民の多様な知的欲求に応え、知識教養の向上及び探究的な学びを支援するため、蔵書を充実させ、魅力的な資料の収集を図るとともに、講座や企画展等の事業の開催、情報発信などにより、読書活動を行う場としての図書館の環境整備に努めます。

さらに、いつでもどこでも読書に親しめるよう電子書籍の充実を図ります。

### ②多様な生涯学習の支援

学生、青少年、シニア世代など、それぞれのライフステージや社会の変化に応じて学びに対して求められるニーズは多様化しています。時代に合わせた市民の学習ニーズを積極的に把握し、あらゆる年代の人々が興味や目的に合わせた講座や講師を選ぶことができる幅広い学習機会を提供するとともに、自己成長を追求できる学びを支援します。また、郷土への愛着や誇りを育む学びを推進し、地域の中で主体的に活躍できる人材育成にもつなげます。

### ③図書館・博物館等の利用促進

図書館は、生涯学習の拠点であるとともに文化・観光振興や地域コミュニティの発展に係るまちづくりの拠点の一つでもあります。教育機関との連携にとどまらず、産業・健康・福祉など様々な分野との連携を図り、学び続ける市民

を支えます。

博物館等の施設は、従来の本市の文化芸術や郷土の歴史、民俗等を広く紹介するとともに、次代の市民に継承し、知識教養の向上を図ることに加え、その活用により、まちづくりや観光施策の拠点になりえるものであるため、多様なニーズに対応する魅力ある企画展や体験学習の実施、収蔵資料のデジタル化による情報発信等により、機能の充実を図ります。市民の学びを促す広報・周知を推進します。

## ④文化財の保存・活用

あらゆる市民の学習機会を創出し、地域への郷土愛を醸成するためには、文化財を活用し地域の歴史を学習したり、にぎわいづくりをしたりする必要があります。市内には、国指定史跡や重要文化財をはじめ、県や市から指定されていない文化財が数多く存在し、この文化財を保存・活用するため、沼津市文化財保存活用地域計画を策定し文化庁の認定を受けました。

文化財まちあるきマップを発行したり、小中学校への出張授業、一般向け出前講座、文化財現地解説、地域団体との共催イベントなどの依頼に対応したりするなど、本市の文化財が地域住民だけでなく子供たちも含めた多くの人に親しまれるよう、文化財の周知を図ります。

また、学校と連携し、授業において文化財に係る学習のためのデジタルコンテンツに係る提供をより一層進めます。

文化財のさらなる周知及び学習機会の創出のため、発行した文化財まちあるきマップを活用した事業や沼津市文化財保存活用地域計画に基づく、計画的な取組を推進します。

### 主要事業

- ・社会教育振興事業
- ・生涯学習推進事業
- ・図書館電子化推進事業
- ・市立図書館の地域、保育所、学校等との連携の強化事業
- ・図書館資料整備事業
- ・文化財活用推進事業

など

## (4) 持続可能な教育環境の推進

持続可能な社会のためには市民一人一人の行動だけでなく、地域及び社会全体が協力して豊かで幸せを感じられる環境を築くことが求められます。

そのためには、市民一人一人が自身の安全を守る力を育むことや、地域への郷土愛を醸成する取組を進めるとともに、地域の自然環境や文化の保全にも取り組むことが必要です。

また、個人の努力にとどまらず、他者を尊重し、互いに認め合うことで生まれる地域の絆が重要な役割を果たします。地域活動への積極的な参画を通じて、人々が主体的に地域の課題に向き合い、行動を起こす力を育みます。

持続可能な未来を実現するための教育を推進するとともに、この教育に欠かせない教育施設のハード面、ソフト面での環境整備に取り組みます。

「地域総がかりで取り組む教育」を通じて、次世代に向けた地域資源やコミュニティの価値を守りながら、誰もが安心して暮らせる地域社会を推進します。

### ①安全安心な学校環境整備の推進

自然災害が頻発する中、子供たちの安全を守るために幼稚園・保育所・認定こども園等や学校においては、子供たちが自分の命は自分で守ることの重要性を意識するような防災訓練を実施し、子供たち、施設、家庭、地域が連携し、様々な災害を想定した防災訓練を進めてきました。

自然災害が頻発し、この被害規模も大きくな

# 第一部 課題と目的

なっていることから想定以上の自然災害に備えて、防災計画がより実効性のあるものとなるよう検討を進め、防災訓練もより効果的なものとなるよう周囲とのさらなる連携を図ります。

また、児童生徒たちが安全・安心で充実した学校生活が送ることができるよう、校舎の老朽化対策に計画に取り組みます。

## ②学校の適正規模・適正配置の推進

「沼津市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本方針」に基づき、児童生徒のよりよい教育環境の整備、教育の質の更なる充実を図るために、市内小中学校の規模及び配置の適正化に努めます。

児童生徒数の動向を注視し、対応が必要な中学校区において、学校・保護者・地域等へ丁寧かつわかりやすい説明の上、調整を図りながら検討を進め、学校適正化の方針決定を図ります。

## ③地域とともにある学校教育・家庭教育への取組

地域総がかりで子供達を育てることが出来るよう、地域と学校の連携協働に向けた体制整備を図るとともに、各小中学校における地域の資源・人材の活用、各種支援員の配置による教職員が授業に専念できる環境の構築に取り組んでいます。これは、教職員の負担を減らすだけでなく、児童生徒が地域住民と触れ合うことで地

域を身近に感じ、地域活動へ参画するきっかけにつながります。

地域と学校の連携を高め、地域住民が学校に関わり、児童生徒や保護者が地域に関わる持続可能な学校運営や地域の発展を目指します。

## ④教職員の支援と働き方改革

教職員が不足していることが大きな課題となっています。このような状況にありながらも教職員の負担が増えています。そのため、教育現場で働く教職員の負担を軽減するため、研修や会議の効率化、ストレスや負担を抱えないようなサポート体制の構築など教職員の働き方改革を推進します。

教職員の負担軽減は、教職員が子供たちと向き合う時間や余裕を作り、子供たちの学びの充実や子供が安心して学ぶ環境づくりにつながります。子供から教職員、そして学校全体のウェルビーイングの向上につながり、長期的に安定した学校運営を目指します。

### 主要事業

- ・学校教育・家庭教育「地域総がかり」推進事業
  - ・生涯学習推進事業
  - ・社会教育振興事業
- など

# 沼津市教育基本構想(令和8年度～12年度)

## 目的

### 「誇り高い沼津を創造する 貴き志を持つ人づくり」

- ・夢を実現するべく、変化する社会の中で意思を持って学び続ける人
- ・他者を尊重し、地域や社会に貢献する人
- ・シビックプライドを持ち、主体的に社会の形成に参画する人

#### 基本方針 1

#### 「人間力を磨く教育」

一人一人が幸せや生きがいを感じるためには夢や志を持って、自身の可能性に挑戦するための必要な力を育みます。

#### 基本方針 2

#### 「地域総がかりで取り組む教育」

地域の物的資源や人的資源を生かしながら生涯を通じた学びを促進し、市民が地域とともに幸福を実感できるような人づくりとまちづくりの連携を推進します。

### 令和8年度から12年度までの5年間における重点的取組

#### 1 探究的な学びの充実

物事を深く追究する思考力、自分で適切に判断する力、そして考えを的確に伝える表現力を育みます。

- ①裁量的な時間を活用した総合学習
- ②ICT利活用教育の推進
- ③環境教育の推進
- ④文化芸術の振興

など

#### 2 すべての子供が輝ける学びの推進

特別な支援、不登校、多様な家庭環境など、すべての子供が平等に教育を受けることができる環境をつくります。

- ①不登校対策
- ②個々の学習ニーズへの対応
- ③幼保小の連携
- ④部活動の地域展開

など

#### 3 生涯を通じた学びの充実

あらゆる年代の市民が学びやすい機会や場所を創出する生涯学習社会の構築を推進します。

- ①読書環境の充実
- ②多様な生涯学習の支援
- ③図書館・博物館等の利用促進
- ④文化財の保存・活用

など

#### 4 持続可能な教育環境の推進

次世代の教育に向けた持続可能な社会のための教育環境の整備を目指します。

- ①安全安心な学校環境整備の推進
- ②学校の適正規模・適正配置の推進
- ③地域とともにある学校教育・家庭教育への取組
- ④教職員の支援と働き方改革 など

### 構想の実現に向けて(構想推進の体制)

- ①学校等への支援機能の強化と関係部署との横断的な連携
- ②地域住民や民間団体・企業との協働
- ③構想の進捗状況の管理と見直し



### 子供・市民・地域(社会)のウェルビーイング向上



## 第Ⅱ部 施策の方向

Direction of measures



## 第1章 人間力を磨く教育

現在、人生100年時代を迎えており、また、様々な分野におけるIoT※6、ビッグデータ、ロボット、生成AIなどの技術革新、グローバル化の進展など、社会情勢が目まぐるしく変化しています。

このような変化の激しい時代を迎え、子供から高齢者まで誰もが、自分らしく幸せや豊かさを実感しながら暮らすためには、生涯にわたる教育を通じて、知（確かな知性）、徳（豊かな心）、体（健やかな体）を主体的に身に付けることが必要です。

近年、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まるとともに、社会人の学びの継続や学び直しなども必要とされており、「確かな知性の育成」が求められています。

また、豊かな情操、多様性の尊重、自他の生命の尊重、自己肯定感、他者への思いやり、人間関係を築く力などが必要とされており、「豊かな心の育成」が求められています。

さらに、近年、健康寿命といった言葉も注目されている中、子供の体力低下や生活習慣病が問題となっており、知、徳に加え、「健やかな体の育成」も求められています。

これらのことから、知、徳、体、すなわち人間力を磨き、それらをバランスよく兼ね備えることが重要であり、系統的、継続的、かつ横断的な視点で、本市における教育を推進していきます。



※6) Internet of Things（「もの」のインターネット）。様々な「もの」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

## 第1節 確かな知性の育成

### 1 知を高める学びの充実

#### (1) 確かな学力の育成

これからの変化の激しい社会において、子供たちが自ら未来を切り拓き、社会の創り手となるために必要な「生きる力」を育む必要があります。知識や技能はもちろんのこと、これから時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要です。

#### ア 遊び、学びの充実

幼児期においては、子供は友達との遊びや生活といった体験を通して、人と関わる力、感性、思考力などを育んでいます。子供たちは、身近な事象に積極的に興味を持ち、環境との関わりを楽しめます。一人一人の興味や関心を生かしつつ、友達とともに試したり工夫したりして、確かな知性を育む第一歩として、自ら考える力を身に付けていくことが大切です。

子ども・子育て支援新制度※7においては、教育や保育、地域の子育て支援の質の向上などを進めていくことが求められています。幼稚園、保育所、認定こども園等においては、施設設備や教材準備など、計画的に構成された教育環境のもとで、幼児の自発的な遊びや、体験を通した学びの十分な確保に努めます。

#### イ 学習の基盤となる資質・能力の育成

学校教育においては、子供の発達段階を考慮し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことが必要です。

変化が激しく予測困難な社会において、主体的に問い合わせを追究するためには、言語を通じて、積極的に人・もの・ことと関わる態度や、既習

※7) 幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために作られた制度。

事項や生活経験などで得た情報を用いて、納得がいくまで考えを深めたり広げたりしていく思考力を育成することが重要です。言語を用いて積極的に人と関わり、自分の持ち味、可能性を自覚し、自ら高めていこうとする態度や、知識を活用する力を育成することで、言語能力を高めていくことが必要となります。

また、子供たちにとって、これから社会をたくましく生きていくためには、言語能力と同様、情報活用能力を育成していくことが重要です。情報活用能力は、社会の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力です。情報を主体的に捉えながら、何が重要かを考え、見い出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくために必要な力を育みます。

さらに、子供たちが、社会の激しい変化やグローバル化の進展に対応して生きていくためには、言語能力や情報活用能力のほか、問題発見・解決能力の育成も重要です。既存の知識や技能を活用するだけではなく、未知の課題に対して情報を取捨選択し、主体的に判断し、他者と協働しながら課題を解決していくための力が必要です。

そのため、子供たちが自ら問い合わせを発見し、主体的に問題に向き合い、試行錯誤しながら解決していく探究的な学習を実現していきます。また、その過程において、対話を通じて他者の考え方を吟味して取り込み、自分の考え方を広げられる豊かな人間性を育みます。



## (1) 読書活動及び図書館活用の推進

生涯にわたって学び続ける力を身に付けるため、読書活動を充実させ、図書館活用を推進していくことが大切です。幼児期における教育から学校教育、そして、社会教育においても、取組を充実させる必要があります。

### ア 読書活動の推進

幼児期においては、保護者が絵本の読み聞かせをしたり、子供と一緒に本を読んだりすることによって、読書習慣を確立することが大切です。子供たちは、本を通じて言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにします。本に親しみ、読書の楽しさを子供が実感できるようにすることが重要です。

学校教育においては、豊かな人生の基盤を築くために、教養や価値観、感性を育てていくことが大切です。

そのため、発達段階に合った本を読む環境を整え、幅広い読書活動や豊かな読書経験を重ねていくことにより、自分とは違ったものの見方や考え方を広げたり身に付けたりしていくことが重要です。未来の担い手となる子供たちが、様々な情報や出来事を受け止め、判断する力を身に付けるために、読書はなくてはならないものであることから、自ら本に手を伸ばす子供たちを育てていきます。

### イ 図書館活用の推進

本市には、市立図書館や電子図書館をはじめ、各地区センターの図書室、学校図書館など、様々な図書館があります。各図書館では、子供が本に親しみ、生涯にわたって読書を楽しむ習慣の形成を支援するとともに、生涯学習の拠点として、幅広いジャンルの図書の整備・更新や、ICTを活用した環境整備などを進めます。併せて、利用者からの質問や相談を受けて、課題解決や調査研究を支援するなど、各種図書館サービスの充実を図ります。

学校教育においては、確かな学力の育成に向け、基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを活用して自ら課題を解決する力を育むことが求められています。さらに、思考力、判断力、表現力等を育み、主体的に学習する態度を養うことも重視されます。その主体的な学びを支えるものの一つが学校図書館です。学校図書館は、読書活動の推進に加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、様々な授業で利活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されています。

そのため、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を効率よく教育課程の中に取り入れ、授業の中で活用します。



### 2 グローバルな視点を持つ人の育成

#### (1) 国際教育の推進

グローバル化が進展する社会においては、国際関係や異文化を理解することだけでなく、自らが国際社会の一員として主体的に行動することが求められます。学齢期においては、自らの国の伝統・文化に根ざした自己を確立した上で、異文化や様々な価値観を理解し、共生することのできる態度・能力を身に付けることが必要です。

そのため、英語をはじめとする外国語教育を推進するとともに、デジタル教材やICT機器を活用したパフォーマンステストの実施など体験的な学習や問題解決的な学習などを通じて、物事に柔軟に対処する力や、論理的に表現する能力、コミュニケーション能力、自らの考えや意見を自ら発信し、具体的に行動することのできる態度・能力等を身に付けられるよう、学びの広がりや深まりのある授業づくりに努めます。

#### (2) 英語教育の推進

グローバル化の一層の進展が予想される中、言語や文化が異なる人々と協働していくためには、国際感覚とコミュニケーション能力を身に付けた人材の育成が重要となります。

そのため、乳幼児期においては、日常生活の中で、異なる文化に触れる活動に親しんだり、英語に慣れ親しむきっかけをつくったりする環境を整備します。その上で、小中学校においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」といった4技能を総合的に身に付けていきます。

さらに、高校においては、4技能をバランスよく伸ばしていくことはもとより、社会の諸課題に向き合いながら、沼津を愛しグローバルな視点で地域社会を創生するグローカル※8人材の育成を目指します。

※8) グローバル（地球規模の、世界規模の）とローカル（地方の、地域的な）を掛け合わせた造語で、地球規模の視野で考え方地域視点で行動する、という考え方に基づくもの。

### 3 知を支える教育環境の充実

#### (1) 子供の学びを支える教育環境の整備

確かな知性を育成するためには、教育環境の充実が不可欠です。一貫教育など、系統的な学びのシステムの確立や、個別最適な学びと協働的な学びの保障、質の高い教育を支えるための教職員の資質・能力の担保、施設設備の充実などを図っていくことが必要です。

##### ア 系統的な学びのシステムの確立

本市では、平成15年から市立沼津高等学校において中高一貫教育に取り組んでいます。中高一貫教育においては、これまでの取組の成果を生かし、中高6年間の系統的、継続的な学習指導や進路指導、部活動指導等を通して、個々の能力や適性に細やかに対応した教育を推進し、子供一人一人の自己実現を図ります。

また、令和元年から取り組んでいる市内小中学校における小中一貫教育では、各中学校区の特色を生かしながら地域と連携し、諸活動における活発な小中学校の交流や、教員の積極的な乗り入れ授業等を通じて、小中9年間の学びの系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施します。

一貫教育においては、経営理念や運営、学習指導、生徒指導等の方針を共有した上で子供たちの指導に当たるため、教育のベクトルを揃え、小学校、中学校、高校における組織文化の違いを乗り越えた取組を進めます。

##### イ 個別最適な学びと協働的な学びの実現

Society5.0の到来に向けて、基礎的読解力や数学的思考力などの基盤的な学力、飛躍的な知の発見・創造など、新たな社会を牽引する能力を身に付けることが求められています。

一方で、他の子供たちとの学習が困難である、発達特性による困難さを抱えている、日本語指導を必要としている、特異な才能を持っている

子供が見られるなど、子供たちの個性はますます多様化しています。

そうした子供たちが、新しい時代を生き抜き、社会を牽引していくため、すべての子供たちの可能性を広げ、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指します。

また、子供の力を最大限引き出し、学力の向上を図っていくためには、ICTを活用した教育を推進して、一人一人の状況を客観的・継続的に把握していきます。

そのため、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワーク等のICT環境を活用するとともに、一人一人の利用状況や学習状況が把握でき学力の向上につながるソフト面の充実や、教員の効果的なICTを活用した指導力の向上に努めます。

##### ウ 教職員が子供と向き合う環境の整備

「生きる力」を育むためには、教職員が子供たちと向き合う時間を確保することが大切です。しかしながら、近年、教職員の多忙化が指摘されており、毎日の授業や生活の中で、子供たちの成長を感じるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力などの育成を図るために、これまで以上に「一人一人の子供と向き合う」ことに専念できるような環境整備が必要です。



そのため、最適な人的配置を進めるとともに、ICT環境の更なる活用による校務DX化を推進します。また、中学校においては、部活動の地域展開を着実に進めます。

### 工 教職員の資質・能力の向上

多様化かつ複雑化する教育課題や急激な社会情勢の変化に柔軟に適応するには、教職員の資質・能力の更なる向上が求められています。

そのため、教職員の経験や年齢、課題などに応じた体系的な研修を構築し、学校や教職員一人一人の学びを支援する伴走者として、教職員が資質と能力向上を実感できるような学びの場を企画・提供し、計画的な支援に努めます。

また、各学校においては、個々の授業力向上のために、校内研修の充実と実施体制の整備を進めるとともに、教職員間のコミュニケーションを深め、常に自己研鑽に努めることができるような環境の整備を図ります。

### 才 学校規模・学校配置の適正化の推進

学校では、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、思考力・判断力・表現力や問題発見・解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることや、郷土を愛する心を育成することが重

要です。児童生徒数の減少や学校規模の小規模化が見込まれる中、学校規模・学校配置の適正化を進め、子供たちにとってよりよい教育環境を整備するとともに、教育の質の更なる充実を図ります。

### 力 施設設備の充実

子供たちが安全・安心で充実した学校生活を送ることができるように、教育環境を整えることが大切です。

そのため、学校施設の更新、改修や予防保全的な維持管理を適切に行い、その充実を図ります。

### (2) 学習の情報及び機会の充実

少子高齢化、情報化、国際化などの社会の変化が急速に進む中、市民の学習ニーズも多様化しています。

そのため、市民のニーズを正確に把握して、SNSや動画配信等のICTを活用しながら、市民の学習意欲が喚起される学習の情報や機会を提供します。

また、自主的に企画することが困難な、著名な講師による講座等の学習会を開催し、広い視野と新たな視点の提供に努めます。



### (3) 知を支える社会教育施設の充実

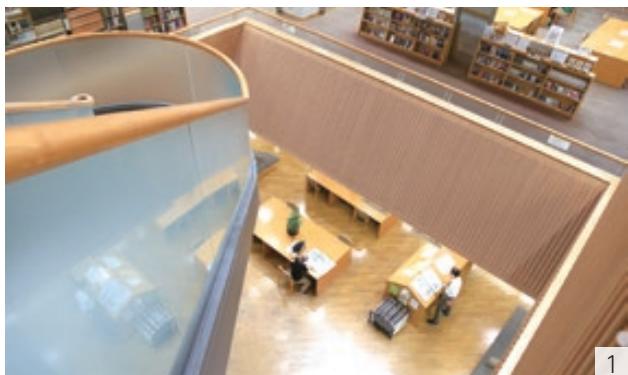
一人一人の主体的な学びを支援するため、地域の知を支える拠点施設として、図書館及び博物館の充実を図ります。

#### ア 図書館の充実

図書館は、生涯学習の拠点の一つです。市民の読書活動を支える施設として、所蔵資料の充実を図るとともに、子供から大人まで、市民のニーズに対応した様々な情報を発信していくことが大切です。

そのため、他の社会教育施設や近隣図書館との連携・協働を推進するほか、ICTを活用したサービスの推進、アクセシブルな電子書籍等の多様な資料の整備、幅広い活用方法など、市民の生涯学習活動をより一層支援するための機能の充実を図ります。

また、子供の読書活動推進に向けて、幼稚園・保育所・認定こども園等、学校、家庭、地域と



1



3

の連携を図るとともに、紙媒体や電子媒体を柔軟に選択できる読書環境の充実に努めます。

#### イ 博物館の充実

市内には歴史民俗資料館、明治史料館、戸田造船郷土資料博物館の3つの登録博物館※9があり、それぞれのテーマに沿って、本市の歴史や民俗に関する資料を収蔵展示しています。

各博物館では、魅力ある企画展示等によりわかりやすく郷土の歴史を解説するとともに、子供たちが体験を通じて学ぶ機会を創出することが大切です。

そのため、子供たちが郷土の偉人の功績や昔の生活を学ぶ地域学習の場として利活用できるよう、学校教育と連携した取組を進めます。

また、学芸員等による調査研究の成果を、多くの市民の目に触れるができるように公開するほか、資料や図書を閲覧する場を設けることで、市民の自主的な学習を支援します。



2



4

1. 沼津市立図書館 2. 明治史料館 3. 戸田造船郷土資料博物館

4. 歴史民俗資料館

※9） 博物館法第2条に規定された博物館であり、地方公共団体、一般財団法人、一般社団法人、宗教法人、日本赤十字社又は日本放送協会が設置した施設で、都道府県教育委員会の審査を受けたもの。

## 第2節 豊かな心の育成

### 1 社会と関わる力の育成

#### (1) 基本的な生活態度や習慣の確立

変化の激しい時代においても、心身ともに充実した生活を送ったり、社会生活を営んだりするために、規則的な生活習慣を身に付けることが重要であり、発達段階に応じて、資質・能力の育成につながる基盤を培うことが求められています。

幼児期においては、興味の広がりに合わせて体験する様々な活動や、多様な人々との出会いや関わり合いを通して、自立的な生活態度を培うことが必要です。

そのため、自立心とともに、自己の主張と抑制のバランスを取る力を育み、基本的な生活習慣の形成を図ります。

また、学齢期においては、各教科、道徳科、総合的な学習の時間や特別活動等、教育活動全体を通して、生活習慣の確立を図ります。

#### (2) コミュニケーション能力の育成

豊かな心を育むために、コミュニケーションを通して人間関係を築く力の育成を図ることが重要です。また、複雑で予測困難な時代の中でも、社会の変化に主体的に向き合って関わり合うことができる能力の育成も求められています。

##### ア 遊びの充実

幼児は、遊びの中で人と関わりながら自己表現をします。その中で、自我を形成するとともに、自分を取り巻く社会への感覚を養うことから、幼児自らが進んで取り組む遊びの機会を十分に確保することが重要です。

そのため、遊びを通して、友達と過ごす楽しさを味わったり、自分の存在感を感じたりして、様々な感情の交流をする機会を創出します。

また、幼児が自分の居場所を確保し、安心感をもってやりたいことに取り組むことができる

よう、幼児を温かく受け入れるなど、幼児と教職員との信頼関係の構築に努めます。

##### イ 相手の考え方を受け止め、自分の思いを表現する態度の育成

社会生活において、人間関係を築いていくためには、互いに違いを認め合い、コミュニケーションを取ることが欠かせません。

幼児期においては、言語能力が伸びるにつれて、自己中心的な思考から相手の立場に立った思考もできるようになりますが、言語能力の発達には、より高度で複雑な遊びを通して運動能力を伸ばし、思考力を高めることが必要です。

また、学齢期においては、学びの質の向上や資質・能力の在り方に関わる重要な課題として、言語能力の向上が求められています。

そのため、自分の考えをまとめ、他者の思いを受け止めながら自分の思いを伝える態度を育成します。



### (3) キャリア教育の推進

将来、子供たちが社会人・職業人として自立していくためには、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題適応能力、キャリアプランニング能力などの基礎的・汎用的能力を育成していくことが必要です。

そのため、学校教育においては、沼津大志学習※10や総合的な探究の時間における進路探究を通して、各発達段階に応じた勤労観や職業観を形成します。また、教育活動全体で基礎的・汎用的能力を相互に関連させつつ、継続的に高めます。

### (4) 持続可能な開発のための教育（ESD ※11）の推進

現在、世界には環境、貧困、人権、平和、開発、紛争といった様々な地球規模の課題があります。これらの課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動が不可欠となります。

特に、顕在化する環境問題に対しては、子供たちが、将来自分の身に起こることを想像し、日常における行動の中で環境への配慮ができるようになることが求められています。

そのため、行政と地域住民、企業等が連携し、身近な自然を題材に生物の多様性を理解するなど、地球環境を大切にする環境教育を推進します。また、日頃感じていることや考えていること、現代社会の課題解決について、発表したり意見交換したりすることによって、持続可能な開発のための教育を推進します。

### (5) 青少年による体験活動等の推進

社会構造の変化に伴い、青少年のコミュニケーション能力の低下や人間関係の希薄化などの問題が生じていることから、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域行事などに参加する場を設定し、体験できるようにしていくことが必要です。

そのため、多様な体験活動の機会を設け、異年齢による奉仕活動や体験活動、地域住民との触れ合い活動などを行っている青少年団体を支援します。

また、心身ともに健全な青少年を育成するため、地域、関係機関と協力しながら、集団生活を送ったり、学習したりする機会を提供します。



※10) 沼津独自のキャリア教育の理念をつくり、小・中学校教職員が共通認識のもとで沼津版キャリア教育を実践していくことを目指すもの。

※11) Education for Sustainable Development の略。現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

## 2 社会を生き抜く力の育成

### (1) 防災教育の推進

本市は、南海トラフを震源とする大地震や津波による大規模な被害が想定されており、また、近年は異常気象による熱中症や風水害などによる被害が頻繁に発生しています。これらの災害から生命や身体を守るために、自ら考え、判断し、行動する力を身に付けるとともに、地域の方々と協力し、助け合うことの重要性など、防災教育の充実を図ることが必要です。また、日頃から地域との連絡を密に取り合うことや、施設・設備などにおける安全対策、保護者・地域との連携の強化など、災害に対して備えを充実させることが大切です。

そのため、幼稚園・保育所・認定こども園等と学校においては、施設の立地条件や地域の実情などを踏まえた防災計画を策定し、様々な災害を想定した防災訓練を年間の教育計画に位置付け、防災教育を進めます。

また、学校は地域の避難場所の拠点としての機能を有することから、安全面を何よりも重視し、十分な強度の施設の維持管理、非常食の備え、防災用品の整備など、防災環境を充実させるとともに、防災訓練を家庭、地域と合同で実施するなどの連携を図り、防災意識の高揚に努めます。



### (2) 交通安全教育の推進

交通事故を防止するためには、一人一人が交通のルールやマナー、危険性を理解し、実践していくことが重要です。

そのため、各園等、学校、家庭、地域、行政、関係機関が連携し、地域総がかりで交通事故から市民の命を守る取組を進めます。

### (3) 防犯教育の推進

不審者による各園等や学校への侵入、登下校中の連れ去りなど、子供が被害者になる事件が発生しています。

子供たちにとって、安全で安心な環境を確保するために、各園等や学校とその設置者において、危機管理意識を常に持つとともに、家庭、地域、行政、関係機関の協力のもと、日常的・定期的な点検や見守り指導を適切に実施するなど、組織的な対応に努めます。

また、子供自らが、危険な状況や不審者に対し、自分の身を守ることができるよう、各園等、学校、地域、行政、関係機関が連携し、発達段階に応じた指導を進めます。

### (4) 学びを止めない教育環境体制の整備

近年、発生している異常気象や凶悪犯罪、ウイルス感染症などにより、平常どおりの活動が困難な状況では、あらゆるつながりの希薄化が懸念されます。つながりを失った子供たちは、先行きの見えない不安を抱え、家にこもりがちになり、体力の低下も心配され、人と触れ合いながら、人ととのつながりの中で発達していく豊かな心やコミュニケーション能力の低下も懸念されます。

そのため、学びが止まりかねない危機に直面してもなお、不安感を和らげ、つながりを維持し、学校、家庭、地域でできることなどを模索しながら、危機管理に配慮しつつ、人との触れ合いの機会が持てる環境を提供していきます。

また、教育活動におけるつながりについては、

これまで、対面でのつながりが基本であると捉えられてきましたが、ICTの活用により、対面でなくともつながりを保ち、深めることが可能となりました。予測困難な社会を生き抜く力を育むためにも、日頃からオンライン会議システム等のICTの活用を積極的に進め、学びを止めない体制を整備します。

## (5) 情報モラル教育・メディアリテラシー教育の推進

現代社会においては、生成AIの活用やフェイクニュースの拡散により様々な情報が溢れおり、この真偽を見極め活用する力やメディアを適切に活用できる力が不可欠です。

情報モラル教育は、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てる「心を磨く」側面と、安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティなどの知識・技術、健康への意識を育てる「知恵を磨く」側面の両方から取り組んでいく必要があります。

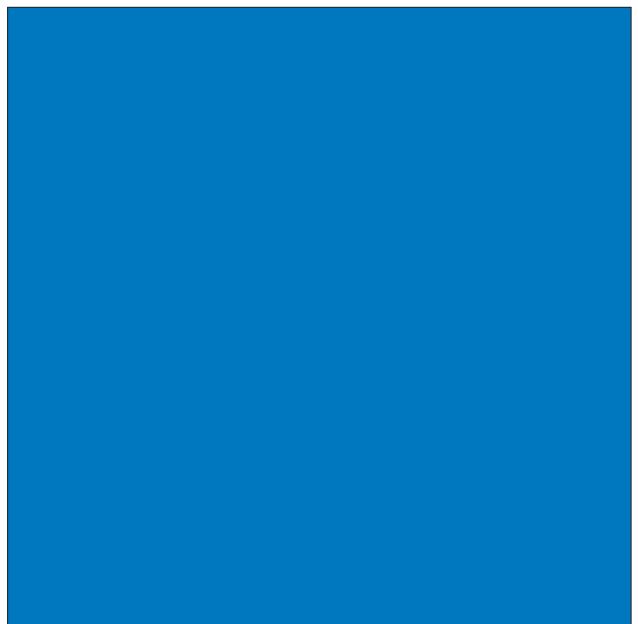
また、ICTが生活の一部として活用されている昨今においては、情報モラル教育はすべての世代に求められています。特に、ネットワーク上の有害サイトや悪質な情報、SNSなどにより、子供が被害者となるケースが後を絶たず、SNSにおける子供同士のトラブルも大きな問題となっています。

そのため、行政と学校、家庭、地域が連携し、スマートフォンやタブレット端末などの情報端末との適切な関わり方について、子供をはじめとした利用者一人一人が理解し、そして保護者などの大人がその手本となれるような機会の充実を図ります。

## (6) 主権者教育の推進

単に政治の仕組みについて必要な知識を習得することにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付ける必要があります。

そのため、社会を形成する者としての意識を醸成し、自身が課題を多面的・多角的に考え、判断する力を育むための主権者教育を推進します。



## (7) 消費者教育の推進

消費生活に関する社会問題が複雑化・深刻化する中、自立した消費者として、安全・安心で豊かな消費生活を営むためには、消費者の権利と責任について理解するとともに、消費生活に関する的確な判断力を身に付け、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成する必要があります。

また、現代は様々な形の資産形成の方法があり、多くの金融商品があります。人生の設計能力の向上や経済的自立に必要な知識を身に付ける金融教育も重要となります。

そのため、あらゆる年齢層の市民を対象として、行政、学校、地域、事業者等と連携・協働し、消費者教育と金融教育の推進を図ります。

## 3 自他を尊重する心の育成

### (1) 自己肯定感・自尊感情を高める取組

子供の自尊感情や自己肯定感を高めるためには、子供と最も密接にある家庭での関わり方が重要です。特に、家庭において子供に愛情を注ぎ、子供の意見や個性を尊重し、ありのままを認めてあげることで自己肯定感を育むことができます。さらに、子供たちは、様々な体験を通じて達成感を味わい、それについて他者から認められたり、ほめられたりすることで、自尊感情が高まります。

子供は、自身の自己肯定感と自尊感情がバランス良く高まることで、幸せを感じるとともに、良好な人間関係を形成し、自ら新しい挑戦に取り組む意欲が芽生えることから、これらを高める取組を推進します。

### (2) 多様性を尊重する教育の推進

誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す共生社会を実現するためには、多様性を尊重する教育の推進が必要です。

そのため、地域に暮らすすべての人が、性別、年齢、障がいの有無、国籍、価値観や文化の違いなどに関わらず、互いの人権を尊重し、個性を認め合いながら能力を発揮し、安心してともに暮らすことができるよう、教育における男女共同参画、多文化共生・国際交流を推進するとともに、ジェンダー平等や多様な性のあり方に対する理解や尊重に取り組みます。また、仕事と家庭が充実し、健康で心豊かに生活できるよう、ワーク・ライフ・バランス※12の実現を目指すとともに、働き方改革に取り組みます。

### (3) いじめを許さない学校を目指した取組

いじめは、どのような理由があっても決して許されない行為です。しかし、学校だけでなくネット上などどこでも、誰にでも起こりうると言われています。

そのため、いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、いじめの積極的かつ正確な認知に努め、早期対応につなげます。

また、いじめが発覚した場合には、深刻な事態に陥らないよう、学校、家庭、地域が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められています。いじめられた子供への支援、いじめた子供や周りの子供への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して対応します。そして、状況によっては、警察や児童相談所、医療機関などの関係機関とも連携していきます。さらに、関係者への丁寧な説明にも努めます。

このように、子供と教職員、保護者、地域が、いじめに対する共通認識を持ち、いじめは絶対に許されないという規範意識を醸成し、いじめの未然防止を図っていきます。

### (4) 青少年のための健全育成の推進

次代を担う青少年が、心身ともに健やかにたくましく成長して欲しいという願いを込めて、本市では「青少年健全育成都市宣言」を行い、「地域の子どもは地域で育てる」をスローガンとしています。

青少年の健全育成に向けて、地域ぐるみの活動が必要であることから、家庭、地域、行政、関係機関等が連携・協力し、青少年の非行防止や、健全育成の総合的施策、実践活動の方策等について、研究協議を進めるとともに、地域と密着した教育相談や補導活動を実施します。

※12) 「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

## 4 感性豊かな心の育成

### (1) 感性を育む教育の推進

予測困難な社会の変化に主体的に向き合って関わり、感性を豊かに働かせながら、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けることが重要です。

そのため、自然の中で豊かな体験をしたり、芸術や文化に触れたりして、感性を高めることが大切です。

#### ア 自然や幅広い世代、地域との触れ合い

幼児期の子供たちが、自然や幅広い世代と関わることは、豊かな感情、好奇心、思考力、判断力、表現力、社会的規範の理解、実践力、運動能力といった、学齢期につながる資質・能力を育んでいくために重要です。

しかし、子供たには、自然と触れ合って遊んだり、地域の高齢者をはじめ幅広い世代と交流したりするなどの、直接的、具体的な体験が不足してきています。また、家庭でこのような体験や関わりを確保することは、難しくなって

きています。

そのため、幼稚園・保育所・認定こども園等において、積極的に幼児の心を揺り動かすような豊かな生活体験・自然体験を実施するとともに、異年齢交流の機会や地域とのつながりの場を設けます。

また、社会全体で幼児期の健やかな成長を支援できるよう、各園等と地域社会との連携を図ります。

#### イ 豊かな心の育成

子供たちが、自然や生命を大切にする心や他者を思いやる心、善悪の判断などの規範意識、主体的に社会参画する意欲や態度などを身に付けることができるよう、道徳教育の充実を進めます。

また、社会の中で人として守るべきことに気付き、人間としての生き方についての自覚を深めていけるよう、学校行事、特別活動、部活動・地域クラブ活動などによる豊かな体験を通じた心の育成や、子供たちの感性や情操を豊かにするための、各学校と市内の文化施設との連携に



による、文化芸術などに触れる機会の創出に取り組みます。

## (2) 読書を通じた心の育成

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにすることから、人生をより深く生きる力を身に付けていくために重要です。

そのため、あらゆる機会に、あらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境整備の推進が求められています。

### ア 本に親しむ

子供が最初に出会う本は絵本であると言われています。保護者が読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりすることによって、子供は読書習慣を確立していきます。本を通じて子供たちは言葉を学び、創造力や感受性を豊かにします。家庭においては、本に親しみ読書の楽しさを子供が実感できるようにすることが重要です。

そのため、家庭での読書習慣の確立を支援するため、市立図書館をはじめ、各地区センター図書室では、幅広いジャンルの図書を整備するとともに、電子図書館では電子書籍を活用して、読みたい時に本を手にすることができる環境整備を進めます。

### イ 読書習慣の確立

幼稚園・保育所・認定こども園等では、年齢に応じて、日常的に絵本や紙芝居の読み聞かせが行われています。子供たちは、読み聞かせから想像力を膨らませ、感性を磨いていきます。

そのため、幼稚園・保育所・認定こども園等においては、読書に親しむ機会や読書環境の充実を図ります。また、親子で読書することを推奨するなど、家庭に読書の大切さを啓発します。

### ウ 自ら本に手を伸ばす子供の育成

子供が豊かな感性を育むためには、読書活動が欠かせません。子供は、自分が読みたいと思った本を手に取り、主体的に読書に取り組むことで、教養や価値観、表現力、感性を広げていきます。

そのため、学校においては、年間計画の中に読書の時間を位置付け、学校図書館を授業等で活用するなど、子供が本に親しむ時間を確保します。

また、発達段階や興味関心に合った本の整備や、読みたいと思うような紹介の仕方について工夫するなど、学校図書館における環境の整備に努めます。

さらに、図書館の電子書籍の周知を行うことで、子供たちが場所や蔵書にとらわれず自由に本を選ぶことができるよう読書機会の拡大にも努めます。

## (3) 自ら体験する

社会情勢の変化に伴い、インターネット等を介した間接体験や、シミュレーション等を通じた疑似体験の機会が増えています。しかし、資質・能力を偏りなく育成していくためには、身体全体で対象に働き掛け、関わっていく直接体験が重要です。特に幼児期の直接体験を通じた学びにおいては、感じること、考えること、イメージを広げることなどの経験を重ね、感性と表現する力を養い、創造性を豊かにしていきます。

### ア 五感を通じて学ぶ体験活動

子供たちは、主体的な体験活動を通して、社会性や人間性、体力や健康、論理的思考力の基礎を形成します。体験活動を行うに当たっては、その場限りで終わらせるのではなく、体験後、感じたり気付いたりしたことを取り返り、他者と体験を共有し、広い認識につなげることが大切です。

そのため、学校行事や地域での体験活動、企

業等の見学などにおいては、様々な人との関わり合いを通して、子供たちに新たな気付きをもたらす五感を通じて学ぶ体験活動の充実を図ります。また、学校、家庭、地域は、子供たちが体験活動に取り組む機会を積極的に設け、主体的に地域の行事やボランティア活動に参加しようとする態度を育みます。

## イ 創造力、探究心の育成

自ら発見した課題に直接的に働き掛ける体験活動によって、子供たちは好奇心を刺激され、豊かな気付きや新たな課題を生み出し、探究を深めていきます。また、意見の交流や作品の相互鑑賞等を通じて様々な見方や考え方につれ、再構成するといった学習経験を積み重ねることで、豊かな感性が育まれていきます。

そのため、地域の教育資源を積極的に活用し、実際の自然、社会、文化、スポーツなど、いわゆる「本物」の中で五感を働かせて体験しながら学ぶ機会を創出します。また、地域の人と一緒に活動することや、働く人の様子を見聞きすること、音楽や芸術を鑑賞し感想を述べ合うことなど、多くの人や物事と関わり合いながら学ぶ機会の充実を図ります。

## (4) 市民の文化芸術環境の充実

文化芸術活動は、豊かな情操と創造力の育成に大きな役割を果たし、個人だけでなく、まち固有の魅力を醸し出すことにもつながります。

人生100年時代と言われる中で、ライフスタイルは多様化し、心に潤いをもって長い人生を過ごしていくためには、市民が質の高い文化芸術に触れるにより、感動を味わい、豊かな感性を磨く機会を設けるとともに、自らも参画して文化的な活動をする環境が必要です。

市民による自主的な文化芸術活動を促進し、地域に根ざした価値ある文化としていくため、市民が参加し、直接体験する機会を提供するとともに、練習や発表、鑑賞の機会の充実に努めます。

また、多くの文人墨客にゆかりがあり、文学資源も豊富であるという本市の特徴を生かし、沼津の文学風土に触れる機会を提供します。

## (5) 人々に潤いを与える文化施設

これまで半世紀以上にわたり、市民の文化交流の場として芸術祭を開催するなど、本市は文化芸術活動が活発な土地柄といえます。このような市民性を踏まえ、芸術鑑賞や市民による文化活動の拠点として、市民文化センターを設置しています。

市民文化センターは、多くの市民に質の高い音楽や舞台芸術を鑑賞する機会を提供できるよう相応の舞台機能を備えることだけでなく、市民が日頃の文化芸術活動の成果を発表する場としても利用しやすいものであることが必要です。

そのため、目的に応じて柔軟に使い分けが可能なホール機能を維持するとともに、日頃の文化芸術活動の場として利活用できる施設の充実を図ります。

## (6) 地域特有の文化風土を生かした教育の推進

本市は、豊かな自然に恵まれ、風光明媚で気候温暖な土地柄により、古くから多くの文人や芸術家を輩出してきたほか、数多くの文化人が訪れたり、定住したりしています。

そのため、作品や活動の足跡が残されており、文化資源を収蔵展示する文学記念館や美術館を設置しています。各施設では、イベントや企画展の情報の発信はもちろんのこと、子供を対象とした魅力ある催しを実施することにより、市民が各施設を身近に感じ、実際に訪れたくなるよう創意工夫に努めます。

また、このような地域特有の文化風土を後世に継承していくためにも、学校教育や出前講座などにおいて、これらの文化資源を活用して、地域に根ざしたものとして学んでいく機会を提供します。

## 第3節 健やかな体の育成

### 1 体力の向上

#### (1) 体力の育成

体力は、人間の活動の源であり、単に健康の維持だけでなく、活動の意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素であることから、市民一人一人が健やかな心身を育むことは極めて重要です。

心身のバランスのよい発達のためには、運動・スポーツを通して体力を養い、健康的な生活習慣を形成することが必要です。また、生涯にわたって健康な生活と豊かなスポーツライフを実現するためには、幼児期から自ら進んで運動に親しむ習慣を身に付けることが大切です。特に、子供は、友達との遊びの中で自然に体を動かし、体力を身に付けていくことから、幼稚園・保育所・認定こども園、学校、地域、行政、関係機関が連携し、遊びの機会や場所を提供していくことが必要です。

そのため、各園等においては、幼児の自発的な遊びや学びの確保に努めるとともに、学校においては、授業や行事等を通して、子供たちの体力の育成に努めます。

#### (2) スポーツ機会の充実

健康・体力の向上や維持のためには、身体活動である運動・スポーツの必要性を啓発し、主体的にこれらを行う意識、習慣づくりが重要です。

また、人々の運動・スポーツとの関わり方は、年齢や性別、障がいの有無、ライフスタイル、目的などによって異なります。そのため、ライフスタイルに応じた運動・スポーツ機会を提供するほか、体力に自信のない高齢者や障がいのある人など、誰もが参加しやすい環境の整備を進めます。

運動・スポーツのきっかけやその継続には、指導者や経験者の存在が大きいため、地域の指導者の資質向上支援や活躍する場の提供など、運動・スポーツ活動を支える人材の確保や育成に努めます。

競技スポーツは、体力の向上や健康増進のほか、目標に向けて挑戦する心や新しいことにチャレンジする向上心を培うことから競技スポーツの振興にも取り組む必要があります、競技に触れる機会や競技力の向上を目指すための機会を提供します。



## 2 健康の保持増進

### (1) 健康教育の推進

人生100年時代を迎え、生涯にわたってすべての人が元気に活躍し続けるためには、心身ともに健康であることが大切です。子供から高齢者まで、各種教室や相談等を通じて、家庭における基本的生活態度や習慣の大切さなど市民の健康意識の向上を図り、自発的な健康づくりの取組を促進していくことが求められています。

また、近年、ICTが生活の一部となるにつれ、様々な健康に関する情報や、喫煙・飲酒・性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化しています。

そのため、子供たちに対し健康について正しい知識の啓発に努め、子供たちが生涯を通じて健康的な生活を送る基礎を培います。

### (2) 健康な心と体を育む食育の推進

朝食の欠食や偏った食生活による栄養バランスの崩れなど、現代的な健康課題等に対応するため、食育の推進を通して、心身の健康の保持増進を図ることが求められています。

そのため、様々な経験や学びを通して食に関する正しい知識と適切な判断力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てます。その上で、重要な役割を果たす学校給食の充実を図ります。その方法の一つとして地産地消を進めます。

さらに、食育においては家庭の役割も重要であるため、保護者に対し、望ましい食生活の情報提供に努めます。



## 第2章 地域総がかりで取り組む教育

少子化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域における人のつながりや支え合いの希薄化が進んでいます。人口減少などの社会の大きな変化の中において、誰もが生涯にわたり学習し、その成果を地域での活動等にも生かしていくことで、持続可能な社会をつくることができます。

一人一人が孤立することなく、地域とともに学び、相互に認め合うとともに、これまで育まれてきた地域の歴史を学び、郷土への愛着や誇り、帰属意識を育み地域づくりに取り組むという「地域が学びを育て、学びが地域を育てるまちの推進」が求められています。

また、人生100年時代を迎える中、生涯の各ステージにおいて、知識や技術等を取得し、それを活用することにより、生きがいを持って豊かな人生を送ることができるよう、「生涯を通じた学びの推進」が求められています。

さらに、教育とまちづくりを連携させて相乗効果を図り、まちの主役である人を大切にするとともに、誰もが明るく生き生きと暮らせるまちづくりを目指すことが求められており、今後、「人づくりとまちづくりの一体的な推進」に取り組んでいきます。

### 第1節 地域が学びを育て、学びが地域を育てるまちの推進

#### 1 郷土を愛する心の育成

##### (1) 地域学習の推進

郷土への愛着や誇り、地域社会の一員としての自覚を促すためには、地域の人・もの・ことを学ぶ地域学習を進めていくことが必要であり、沼津の自然、歴史、文化、産業、地域コミュニティなど、市内にある豊富な地域資源を積極的に取り入れた教育を推進し、「ぬまづの宝」を学ぶことも重要です。

そのため、郷土の歴史や偉人の功績等を振り返り、地理的環境や産業の変化、グローバル化や情報化が進む現代社会の様子等から課題を見い出し、その課題解決のために考え続ける姿勢、態度を大切にすることにより、沼津に対する愛着や誇りを育みます。また、地域の課題に対して、自分にできることを考えたり実践したりする活動を通して、地域社会の一員であるという自覚を養い、積極的に社会参画していく資質・能力を育み、将来の地域社会を担う人材づくりや意識の醸成にもつなげます。

##### (2) 郷土を学ぶ教育施設の充実

郷土の歴史や偉人の功績を学び、親しみを持つことは、郷土愛を育み、将来の地域社会を担う人材づくりや自らの居住する地域への帰属意識の醸成にもつながります。

そのため、登録博物館等においては、資料の収集と適切な保管に努め、地域の成り立ちや暮らしを伝える貴重な資料を次世代に引き継いでいきます。

##### (3) 文化財の保存・活用

市内には、国指定史跡や重要文化財に限らず、県や市から指定されていない文化財も数多くあります。これらの文化財も貴重な地域資源であり、地域の歴史学習やにぎわいづくりに活用することは、郷土の歴史を知るきっかけとなり、郷土愛の醸成へとつながります。

国民共有の財産でもある国指定史跡や天然記念物、国宝などの有形文化財等については、後世に伝え残していくために、適切な整備や管理、保存を進めます。また、埋蔵文化財については、市内の遺跡の分布状況を把握し周知を図るとともに、開発等により失われてしまう遺跡については、記録保存のための発掘調査を行います。

文化財センターは、国や県、市などの指定文化財の保存管理に留まらず、発掘調査で出土した遺物の公開なども含め、歴史資源の活用全般にわた

り、中心的な役割を果たしていきます。また、登録博物館等においても、史跡巡りや体験学習、出張展示など文化財に触れる機会を提供します。さらに、学校や地域と連携して、文化財の魅力や歴史的な価値を多くの市民に向け発信することにより、将来にわたって文化財を守り管理するとともに、活用していく担い手の育成に取り組みます。



## (4) 地域史の活用

私たちが豊かな生活を過ごすことができるのは、多くの先人が地域のために尽力してきた結果にはかなりません。本市の歩んできた歴史や、培ってきた伝統、風俗習慣を記録として残し、共有の財産として後世に継承することが重要です。

これまでに刊行を終えた沼津市史や戸田村史を編さんする過程で集めた多くの資料や調査研究の成果は、適切に保存管理し、活用するとともに、将来の市史編さんなどに備え、歴史資料などを継続して収集し、適切な保存に努めます。

## 2 地域における教育の推進

### (1) 家庭の教育力の向上

家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育はすべての教育の出発点です。しかし、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化の影響を受けて、身近に相談できる相手を見つけることが難しくなるなど、家庭教育を支える環境が大きく変化しています。また、子育てに不安を持つ保護者も多いことから、改めて、その大切さを皆で共有し、困難を抱えた家庭には、個別の事情に寄り添うなど、社会全体で支援していくことが重要です。

### ア 家庭教育の推進と子育てネットワークの構築

都市化や核家族化、少子化など、社会状況の変化の中で、家庭における教育力の低下が指摘されています。

このことから、保護者の悩みや不安を解消するため、子育てに関する相談や学習ができる環境の整備を進めるとともに、子育て中の保護者の支援や家庭の教育力の向上のため、保護者の精神的な支えとなる相談受付体制や子育てネットワークの充実を図ります。

また、保護者を対象とした講演会や座談会を開催することで、家庭教育の大切さや保護者としての責任を再認識するよう促すとともに、家庭の教育力の向上や、子育ての悩みの共有、保護者同士の横のつながりの強化に取り組みます。

### イ 保護者による活動の充実

幼稚園・保育所・認定こども園等、学校、地域、家庭と密接にある保護者の各団体での活動への期待はますます高まっています。しかし、共働き世帯の増加によって、保護者としての活動が困難な場合があります。

そのため、学校や各園等において、保護者が参加しやすい仕組みや行事を計画するなど、活動可能な環境づくりに努めるとともに、地域の

行事において子供と保護者が参加することができるよう、地域住民とのネットワークの構築を進めます。

また、保護者の家庭教育向上に向けた自主的な学びなどの支援を行います。

### (2) 地域の教育力の向上

子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子供の社会性や自立心、基本的生活習慣などの育成に課題を抱える家庭の増加など、家庭教育に係る多くの課題が指摘されていることから、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが必要です。

そのため、地域の多様な主体が連携協力し、親子の成長を応援することや、地域と家庭が触れ合いながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進します。

また、地域行事への参加やボランティア活動など、地域社会との関わりを通して、子供たちが地域への愛着や誇りを育むことができるよう、地域が人を育て、人が地域をつくる循環の実現を目指します。

### (3) 学校と地域との連携・協働の推進

学校や地域が抱えている課題は複雑かつ多岐にわたっており、学校や地域だけで解決することが難しくなっています。学校は、地域の意見を取り入れ、地域との連携・協働を図りながら教育活動を展開することが求められます。

すべての中学校区において導入しているコミュニティ・スクール※13は、家庭や地域の教育力の向上に資するものであり、児童生徒の健全な育成につながっていくなど、地域における教育を推進するものとして重要な役割を担っています。

コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の取組を一体的に行うことで、学校、家庭、地域がそれぞれ当事者意識を持ち、目標やビジョンを共有しながら、積極的に学校運営に参画する地域総がかりの体制づくりを推進します。また、学校と地域とをつなぐコーディネーターなどの人材確保や育成に努め、継続的な学校と地域の連携を推進します。

### (4) 地域スポーツ活動の推進

地域スポーツ活動への参加を促すには、子供から高齢者まで気軽に参加できるよう、身近なところでスポーツを楽しむ環境を整備することが大切です。

そのため、地域の特性やニーズに応じた体力づくり教室や行事等の開催により、スポーツ活動に参加する機会を確保するとともに、地域スポーツにおいて大きな役割を果たすスポーツ推進委員※14や地区体育委員会の活動を支援し、地域スポーツの推進を図ります。

### (5) 中学校部活動の地域展開

少子化の中でも子供の「やりたい」を叶えられる新たな体制を整備し、学校部活動が果たしてきた人間性・社会性等の醸成、責任感・連帯感の涵養、体力向上や健康増進、文化的感性の獲得といった教育的効果や居場所としての役割を継承、発展させた環境づくりを推進します。

このために、地域の人的・物的資源を総動員し、地域全体で子供が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保・充実させることを目指します。

※13) 学校と保護者や地域の人とともに知恵を出し合いで、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みを有する学校。

※14) スポーツ基本法に基づいて各市町村教育委員会より委嘱される非常勤職員で、その職務は、スポーツ推進を図るために市民に対しスポーツの紹介・実技の指導・助言を行うことである。また、市のスポーツ振興・発展のため、市教育委員会などが主催する各種事業にも参画し、市民と行政とを結ぶパイプ役としての役割を担っている。

## 第2節 生涯を通じた学びの推進

### 1 学び続ける人への支援

#### (1) 学びの場と機会の充実

人生100年時代において、市民一人一人が自己の人格を磨き、生きがいを持って豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会や場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会を構築することが必要です。

そのため、市民の学習ニーズを積極的に把握し、幅広い学習機会を提供するとともに、地域のあらゆる立場・世代の市民と協働して、それぞれの学習により習得した知識・技能が広く生かされる仕組みを構築します。

#### ア 地域に根ざした学習活動の推進

市民の学習に対する意欲の高まりとともに、生涯にわたる学習機会の充実が求められています。自主的に学ぶことができる環境や、市民が講師となり教え合う環境などを整えることが必要であり、このような学びを通じた人とのつながりは地域コミュニティの基盤ともなります。

市民が主体となって習得した知識や経験を発表する場を提供し、学習する人の生きがいやつながりを創出します。

さらに、地域との連携を図り、地域における学習活動を推進する人材を育成するとともに、地区センターなど身近な場所での活動の充実を図ります。

#### イ 高齢者の生涯学習の推進

現在、我が国の平均寿命は世界トップレベルであり、高齢者が増加傾向にあります。高齢者の多くが現役で活躍し、地域の活性化に貢献している現実を踏まえると、多くの高齢者が生き生きと、様々な場面で活躍できる社会であることが重要となってきます。

高齢者が明るく健康的な生活を送るために、学

びを通じてお互いに高め合い、仲間づくりを楽しむ機会を提供するほか、高齢者自身の豊かな知識・技術・経験を学校や地域の活動の中で生かすことができる環境を整備します。

#### ウ 障がいのある人の生涯学習の推進

障がいの有無に関わらず、誰もが学習した成果を生かし、よりよい社会づくりに参画できる環境を整えることが必要です。

そのため、自らの可能性を追求しながら、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、教育やスポーツ、文化等、参加しやすい学習機会の提供や学習情報の積極的な発信に努めます。

#### エ 図書館を活用した生涯学習の推進

人生100年時代において、より豊かな人生を送ることを目的に、学び続ける市民や、就労後も学び直すリカレント教育※15を受ける市民のために、図書館は、所蔵資料の充実を図るとともに、地域の情報の拠点として様々な情報発信に努めます。

また、文化・観光振興や地域コミュニティの発展、まちづくりの拠点の一つとして、市民の学習や活動を支援する機能を強化し、産業・健康・福祉など様々な分野との連携を図り、学ぶ市民を応援することで、地域の活性化につなげます。



※ 15) 義務教育や基礎教育を終えて労働に従事するようになってからも、個人が必要とすれば教育機関に戻って学ぶことができる教育システム。

### (1) 生涯にわたって親しむスポーツの充実

スポーツを通じて、すべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出することが求められています。

そのため、それぞれの目的や状況に応じて、子供から高齢者まで年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、市民一人一人が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境の整備が必要です。

#### ア スポーツ活動の推進

市民一人一人が健康・体力の向上や維持のためのスポーツ活動の必要性を認識し、競技スポーツに限らず、散歩、体操などの運動や手軽にできるスポーツ、レクリエーションなど、目的を持った身体活動をすることは、健康づくりや体力づくりに効果があるだけでなく、仲間づくりや地域コミュニティの形成にも役立ちます。

そのため、市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、関心を寄せ、習慣化することができる環境を整えることが大切です。

また、本市にゆかりのあるスポーツ選手やチーム、指導者が国内外で活躍することは、市民に夢や感動を与えるとともに地域への誇りと連帯感を育みます。

これを受け、各種スポーツ大会への参加や開催を支援するとともに、指導者の育成やそれを支える人の支援に努め、競技スポーツ人口の拡大や競技力の向上を図ります。

#### イ スポーツ施設の整備

スポーツ施設は、単なる場所の提供だけではなく、様々な自主事業や民間事業を通じて市民にスポーツの普及促進を図るため、施設の充実に努めることが必要です。しかし、スポーツ施設の多くが、老朽化が進み更新の時期を迎えています。また、人口減少や少子高齢化が進行し、社会情勢や市民ニーズも刻々と変化していることから、各施設の機能及びサービスを適宜見直すことや、老朽化した施設の統廃合を進めるこ

となど、市民のニーズに合わせ将来にわたり持続可能な施設運営をすることが重要です。

そのため、既存施設の計画的な改修とともに、利用者の需要に応じた運用の改善など、施設設備の効率的な利活用と整備充実を図ります。

#### ウ スポーツ環境の整備・充実

スポーツを実際に「する人」だけでなく、トップレベルの大会やプロスポーツなどを観戦する「観る人」、そして指導者やスポーツボランティアといったスポーツを「支える人」に着目し、生涯にわたってスポーツに関わることのできる環境を整備し、充実を図ることが重要です。

そのため、特定非営利活動法人沼津市スポーツ協会や各競技団体の活動を支援するとともに、総合型地域スポーツクラブやプロスポーツチーム、企業チーム等との連携を強化し、ニーズに合った支援に取り組みます。

さらに、関係団体と連携しながら、指導者の育成や資質向上、ボランティアが活動できる場や情報の提供などを通して、スポーツ活動を支える人材の育成や活動の充実を図ります。



## 2 学びの連続性の確保

### (1) 幼稚園・保育所・認定こども園等の連携

幼稚園・保育所・認定こども園等は、その対象や目的は異なるものの、幼児期の教育が子供たちの生涯にわたる人格形成の基礎を培うという点において、いずれも重要な役割を果たしています。特に非認知能力に関しては幼児期から児童期に成長すると大きく発達します。

そのため、それぞれのよさを生かし、子供の生活や発達の連続性を踏まえ、教育と保育を一体的に捉えた幼稚園・保育所・認定こども園等の連携を進め、子供たちの健やかな成長を共通の目的に垣根を越えて取り組むとともに、行政や関係機関などと更なる連携を図ります。

### (2) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続

幼稚園・保育所・認定こども園等から小学校への接続期は、環境が大きく変化することから、子供たちは、期待と同時に戸惑いや不安、緊張の中で新しい学校生活を送ることになります。近年、学校生活になかなか適応できず、様々な問題を抱えてしまう小学1年生が増えています。

この小1プロブレムの解消に向け、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続が進むよう、それぞれの教育内容、指導方法の相違に対する理解の推進のために各園等と小学校とが組織的・継続的な情報交換に努めるとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児期から学齢期における発達の流れの理解を図ります。

## 3 誰一人取り残さない支援体制の構築

### (1) 発達特性に応じた支援や教育の充実

今日では個々の発達特性がより広く認知され、かつ、その発達特性に合った教育が提供されることがより望ましいと考えられるようになってきています。

発達に特性のある子供が健やかに成長するため

には、その特性を早期に発見し、その発達特性に合わせた教育を受けることができるよう早期療育を行うことが重要です。そして、子供の状況に応じた専門的な支援を受け、安心・安定した生活を送ることができるよう、保護者に乳幼児期からの十分な情報提供と、特性の気付きから始まる各ライフステージに応じた切れ目ない支援が求められています。

そのため、個々のケースに合わせて的確に対応するとともに、福祉や医療などの関係機関と連携し、教育と福祉が一体となって、子供の状況を一貫して把握するよう努めます。

### (2) 多様なニーズへの対応

外国人や障がいのある子供、不登校、性の多様性などの多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育を実現していくことが求められています。

#### ア 外国人児童生徒等への支援

学校生活に適応できず、戸惑いを抱える外国人児童生徒等が増加する中、その困り感に寄り添った支援が求められています。

そのため、外国人児童生徒に対し、日本語学習への支援や日本語を用いて学習に取り組むことができる能力の養成を行うとともに、保護者や指導者に対してもリアルタイムでの翻訳が可能なICT機器の活用など、適切な支援を行います。

#### イ 特別支援教育の充実

近年、通級指導教室や特別支援学級、特別支援学校等の多様な学びの場の整備や障がいに関する理解の深まり等により、特別な支援へのニーズも高まっています。

そのため、すべての子供たちの個に応じた効果的な指導が行えるよう、学校・教職員を支える環境を整えるとともに、福祉や医療などの関係機関と連携した体制づくりに取り組みます。

また、障がいのある子供とない子供がともに学び、互いを尊重し支え合う心を育むインクルーシブ教育を推進します。

### ウ 不登校の子供への支援

不登校の増加と低年齢化が進み、その原因が多岐にわたる中、不登校を未然に防ぐことが大切です。

そのため、子供たちが自己の存在感を実感できるように授業を工夫したり、学校行事などを通した仲間意識の醸成を図ったりするなど、魅力あるよりよい学校づくりに努めます。また、青少年教育センターと連携し、ストレスに対する知識や対処の仕方等を学ぶストレスマネジメント教育や、SOSの発し方を伝えるなど、不登校の未然防止に努めます。

様々な理由で教室に行くことが難しい子供に対しては、悩みを打ち明けて相談したり、興味のあることに楽しんで取り組んだりすることができるような校内の居場所づくりを推進し、関係機関との連携も図りながら、子供や家庭に寄り添った早期の対応に努めます。

さらに、様々な要因により学校に登校することが困難な子供や社会との関わりが少なくなっている青少年に対しては、青少年教育センターにおいて、個々の状況に応じて心の回復を図ったり、学習支援を行ったりしながら居場所づくりを推進し、進路相談も含めた社会的自立を目指した対応に努めます。

また、ICT等を活用した学習機会の確保やフリースクール等の民間施設との連携を進め、多様な学びの場の確保に努めます。

### エ 性の多様性に配慮した子供へのきめ細やかな対応

学校生活を送る上で、性の多様性に配慮した支援が必要な場合があります。

そのため、性の多様性に配慮した、環境づくりなど適切な支援に努めます。

### オ ヤングケアラーの支援

通常、大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーは、本来得ることのできる「こどもとしての時間」と引き換えに、過度な負担や責任を担っていることから、心身の健康や学業、生活の質に影響を及ぼす懸念があります。

関係機関による包括的な連携により、背景にある複合的な家庭の問題を緩和するとともに、ヤングケアラー自身を支えていくことで、すべての子供が心身の健全な成長を確保し、自らの可能性を十分に發揮できる支援体制の実現を目指します。

### (3) 教育相談の充実

いじめや就学、進路などの悩みを抱える子供や保護者は少なくありません。

そのため、関係者が十分に連携しながら、悩みを抱えた子供やその保護者が相談しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、専門家による助言を行うなど、学校以外でも相談できるような体制を整えます。

### (4) セーフティネット※16の充実

経済的貧困とそれに絡む様々な問題や課題を抱えた子供たちに対しては、夢と希望をもって健やかに成長できる環境づくりが必要です。

そのため、学校を子供の貧困対策の要として位置づけ、貧困家庭の子供たちを早期に生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、学校、行政、福祉等の関係機関の支援ネットワークの連携強化を図ります。

また、深刻化する児童虐待を早期に発見できるよう、スクールソーシャルワーカーをはじめとした学校体制を整えます。

※16) 「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。



### 第3節 人づくりとまちづくりの一体的な推進

#### 1 自分らしいライフスタイルを実現できるまちづくりとの連携

人口減少や少子高齢化が加速する中でも、地域の営みや市民生活が充実した、持続可能な社会の構築が求められています。

本市では、地域性豊かで多様性を尊重し認め合い、誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを進めるため、「沼津を愛し、誇りを持ち、自分自身が関わってまちを変えていく」というシビックプライドの醸成、働く場や学ぶ場などの新たなコンテンツをまちに生み出す市民のチャレンジへの支援、男女共同参画や多様な性の在り方に対する理解、多文化共生・国際交流等の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現や働き方改革の推進、地域資源や既存ストックの有効活用によるまちの価値向上などに取り組むこととしています。

これらの取組と教育との連携施策として、市民が本市の地域資源等について学べる機会やまちづくりについて子供たちとともに考える機会の創出、すべての人が性別、年齢、障がいの有無、国籍、価値観や文化の違い等に関わらず、お互いの人権を尊重し、個性を認め合うための教育を推進します。

また、教育現場におけるニーズの多様化や複雑化を背景とした教員の負担増加に対応するための働き方改革の推進や、地域における交流拠点や子育てをサポートする場としての学校施設の活用など、教育環境の充実を図ります。

#### 2 地域の宝を活かすまちづくりとの連携

本市は、海・山・川の豊かな自然や沼津御用邸記念公園をはじめとする歴史・文化資源など、宝といえる地域資源を数多く有しており、これらの宝は、魅力的なアクティビティや、海の幸、山の幸などの豊かな食文化を生み出しています。

本市では、この魅力を誘客につなげるため、シティプロモーションの推進やスポーツによるオンラインブランドの形成、イベント等によるにぎわいや地域の宝を活用したツーリズムの創出などに取り組んでいます。

これらの取組と教育との連携施策として、学校の授業等において、本市のスポーツや伝統的な地域の祭り、歴史・文化資源等の活用を図るとともに、地域イベント等への参加・参画を促すことで、郷土の魅力への気付きや興味、関心を喚起し、地域への愛着を育みます。



## 3 安全・安心のまちづくりとの連携

近年多発している大規模な自然災害や、後を絶たない悲惨な交通事故、特殊詐欺被害などは、市民の日常生活に不安を与えています。

本市では、市民の生命、身体、財産を守り、誰もが安全・安心を確保できるよう、地域の特性に応じた地震・津波対策や治水・治山対策等を推進するとともに、歩行者や自転車利用者の安全に配慮した道路整備や管理、交通安全意識・マナーの向上、地域総がかりでの防犯に取り組むこととしています。

そのため、これらの取組と教育との連携施策として、学校を防災拠点とした地域との合同防災訓練を実施するなど、子供から高齢者まで市民一人一人の防災意識を高めるとともに、学校、家庭、地域、関係機関の連携により通学路の点検や登下校の指導を実施するなど、交通事故から命を守るために交通安全意識・マナーの向上を図ります。

また、特殊詐欺等の被害から身を守るための行動の実践を図るほか、見守り活動への参加促進など、地域防犯の担い手の確保に取り組みます。

## 4 環境と共生する持続可能なまちづくりとの連携

本市の美しく豊かな自然環境を次世代に継承するため、自然環境の保全に向けた活動や環境を大切にする人づくりを推進し、環境と共生した持続的な発展が求められています。

本市では、持続可能な社会の実現を目指すSDGsに掲げる目標の推進と連動し、環境に配慮した事業活動の推進や、ごみの発生抑制、自然環境・生物多様性・水源の保全、市民の環境保全意識の醸成や環境保全・美化活動の推進に取り組むこととしています。

そのため、これらの取組と教育との連携施策として、学校教育において様々な機会を捉えた環境教育・学習の推進や、環境保全意識の醸成を図るとともに、市民一人一人が日常生活と環境との関わりについて理解を深め、持続可能な社会の構築を目指して、自主的かつ積極的な環境の保全や美化活動への取組を推進します。



# 第 III 部 構想の実現に向けて

Towards realizing the vision





# 第Ⅲ部 構想の実現に向けて

教育を取り巻く環境の変化は激しく、教育における課題は山積しています。また、人口減少など縮退する社会の中において、個々の学校や教育機関は小規模化しており、独自に新たな取組の推進を図り効果を生み出すことは、難しい状況にあります。

このため、構想実現に向けた推進体制を、組織的かつ戦略的に整えていく必要があります。この推進体制の構築に向けて、次の3つの方策を進めています。

## 1 学校等への支援機能の強化と関係部署との横断的な連携

学校現場やその他の教育現場に対する支援強化のため、教育委員会事務局等の体制の見直しを検討します。その際には、関係部署との緊密な連携を図るとともに、既存事業の精選を進め、DX導入による効率化及び人員やリソースを効率的かつ効果的に活用することを目指します。

さらに、事業の円滑な推進と実効性のある展開を実現するため、関係部署間での相互理解を深め、重複する事業や役割を精査し、横断的な事業の統合やプロジェクト型チームによる横断的な事業への取組を推進します。

## 2 地域住民や民間団体・企業との協働

教育基本構想は、行政機関による取組だけで実現することはできません。家庭や地域住民、民間企業等と一緒に、基本構想の具現化に向けて取り組むことが不可欠であります。このため、基本構想の目的や基本方針、重点的取組を中心に広報誌やホームページ、SNS等を活用しながら広く周知することで、構想への理解と共感を深めていただるとともに、地域全体で取り組みを進めていきます。教育機関の事業展開において地域住民や民間団体・企業などの地域との協働に努め、学校における授業では地域と継続的に協働することを検討するなど、沼津市が一丸となって取り組む体制の構築を推進します。

## 3 構想の進捗状況の管理と見直し

教育基本構想の進捗状況を振り返るため、前年度の事業の点検評価を行う「事務評価委員会」を活用し、各事業の進捗状況について自己評価のみならず、外部委員の評価や助言に基づき、PDCAサイクルを構築し、業務改善や目標達成に向けた継続的な取組を推進します。定期的な振り返りと課題の抽出を通じて、迅速かつ効果的な対応に努め、早い段階で課題改善に取り組みます。また、この振り返りにおいて各事業を見直し、事業の在り方の検討や関連する事業の統合などを行い、効率的かつ持続可能な事業の運営に努めます。



# 各項目の分野別（幼児・家庭教育、学校教育、社会教育）掲載箇所一覧

	幼児 ・ 家 庭 教 育	学 校 教 育	社 会 教 育	頁
第1章 人間力を磨く教育				24
第1節 確かな知性の育成				24
1 知を高める学びの充実				24
(1) 確かな学力の育成	●	●		24
ア 遊び、学びの充実	●			24
イ 学習の基盤となる資質・能力の育成		●		24
(2) 読書活動及び図書館活用の推進	●	●	●	25
ア 読書活動の推進	●	●	●	25
イ 図書館活用の推進	●	●	●	25
2 グローバルな視点を持つ人の育成				26
(1) 國際教育の推進	●	●		26
(2) 英語教育の推進	●	●		26
3 知を支える教育環境の充実				27
(1) 子供の学びを支える教育環境の整備		●		27
ア 系統的な学びのシステムの確立		●		27
イ 個別最適な学びと協働的な学びの実現		●		27
ウ 教職員が子供と向き合う環境の整備		●		27
エ 教職員の資質・能力の向上		●		28
オ 学校規模・学校配置の適正化の推進		●		28
カ 施設設備の充実	●	●		28
(2) 学習の情報及び機会の充実			●	28
(3) 知を支える社会教育施設の充実			●	29
ア 図書館の充実			●	29
イ 博物館の充実			●	29
第2節 豊かな心の育成				30
1 社会と関わる力の育成				30
(1) 基本的な生活態度や習慣の確立	●	●		30
(2) コミュニケーション能力の育成	●	●		30
ア 遊びの充実	●			30
イ 相手の考えを受け止め、自分の思いを表現する態度の育成	●	●		30
(3) キャリア教育の推進		●		31
(4) 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進		●	●	31
(5) 青少年による体験活動等の推進			●	31
2 社会を生き抜く力の育成				32
(1) 防災教育の推進	●	●	●	32
(2) 交通安全教育の推進	●	●	●	32
(3) 防犯教育の推進	●	●	●	32

	幼児 ・ 家庭 教 育	学 校 教 育	社 会 教 育	頁
(4) 学びを止めない教育環境体制の整備		●		32
(5) 情報モラル教育・メディアリテラシー教育の推進	●	●	●	33
(6) 主権者教育の推進		●	●	33
(7) 消費者教育の推進		●	●	33
3 自他を尊重する心の育成				34
(1) 自己肯定感・自尊感情を高める取組	●	●		34
(2) 多様性を尊重する教育の推進	●	●	●	34
(3) いじめを許さない学校を目指した取組		●		34
(4) 青少年のための健全育成の推進			●	34
4 感性豊かな心の育成				35
(1) 感性を育む教育の推進	●	●		35
ア 自然や幅広い世代、地域との触れ合い	●			35
イ 豊かな心の育成		●		35
(2) 読書を通じた心の育成	●	●		36
ア 本に親しむ	●			36
イ 読書習慣の確立	●			36
ウ 自ら本に手を伸ばす子供の育成		●		36
(3) 自ら体験する		●		36
ア 五感を通じて学ぶ体験活動		●		36
イ 創造力、探求心の育成		●		37
(4) 市民の文化芸術環境の充実			●	37
(5) 人々に潤いを与える文化施設			●	37
(6) 地域特有の文化風土を生かした教育の推進			●	37
第3節 健やかな体の育成				38
1 体力の向上				38
(1) 体力の育成	●	●		38
(2) スポーツ機会の充実			●	38
2 健康の保持増進				39
(1) 健康教育の推進	●	●	●	39
(2) 健康な心と体を育む食育の推進	●	●		39

# 各項目の分野別（幼児・家庭教育、学校教育、社会教育）掲載箇所一覧

	幼児 ・ 家庭 教 育	学 校 教 育	社 会 教 育	頁
第2章 地域総がかりで取り組む教育				40
第1節 地域が学びを育て、学びが地域を育てるまちの推進				40
1 郷土を愛する心の育成				40
(1) 地域学習の推進		●	●	40
(2) 郷土を学ぶ教育施設の充実			●	40
(3) 文化財の保存・活用		●	●	40
(4) 地域史の活用			●	41
2 地域における教育の推進				41
(1) 家庭の教育力の向上	●			41
ア 家庭教育の推進と子育てネットワークの構築	●			41
イ 保護者による活動の充実	●	●	●	41
(2) 地域の教育力の向上			●	42
(3) 学校と地域との連携・協働の推進		●	●	42
(4) 地域スポーツ活動の推進			●	42
(5) 中学校部活動の地域展開			●	42
第2節 生涯を通じた学びの推進				43
1 学び続ける人への支援				43
(1) 学びの場と機会の充実			●	43
ア 地域に根ざした学習活動の推進			●	43
イ 高齢者の生涯学習の推進			●	43
ウ 障がいのある人の生涯学習の推進			●	43
エ 図書館を活用した生涯学習の推進			●	43
(2) 生涯にわたって親しむスポーツの充実			●	44
ア スポーツ活動の推進			●	44
イ スポーツ施設の整備			●	44
ウ スポーツ環境の整備・充実			●	44
2 学びの連続性の確保				45
(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等の連携	●			45
(2) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続	●	●		45
3 誰一人取り残さない支援体制の構築				45
(1) 発達特性に応じた支援や教育の充実	●	●		45
(2) 多様なニーズへの対応	●	●		45
ア 外国人児童生徒等への支援		●		45
イ 特別支援教育の充実	●	●		45
ウ 不登校の子供への支援		●	●	46
エ 性の多様性に配慮したきめ細やかな対応	●	●		46
オ ヤングケアラーの支援	●	●		46
(3) 教育相談の充実		●	●	46
(4) セーフティネットの充実	●	●		46

	幼児 ・ 家庭 教 育	学 校 教 育	社 会 教 育	頁
第3節 人づくりとまちづくりの一体的な推進	●	●	●	48
1 自分らしいライフスタイルを実現できるまちづくりとの連携				48
2 地域の宝を活かすまちづくりとの連携				48
3 安全・安心のまちづくりとの連携				49
4 環境と共生する持続可能なまちづくりとの連携				49

ここには委員の紹介が入ります

ここには委員の紹介が入ります

ここには委員の紹介が入ります

ここには委員の紹介が入ります

沼津市では、  
「誇り高い沼津を創造する 貴き志を持つ人づくり」を  
目的に掲げて教育を推進していきます。  
あなたにとっての志は何でしょうか。







沼津市教育基本構想  
NUMAZU EDUCATION CONCEPT

令和8年 月  
沼津市・沼津市教育委員会